

令和7年度第2回

京都地方最低賃金審議会

令和7年7月31日（木）午前9時30分～午前11時30分（予定）

京都労働局6階会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- （1） 令和7年度 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- （2） 令和7年度 京都地方最低賃金審議会専門部会の委員の任命について
- （3） 京都府最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見について
- （4） 中央最低賃金審議会 目安審議の状況について
- （5） 前回提出資料の補足説明について

令和7年度 特定（産業別）最低賃金の改正に関する申出一覧表

京都労働局賃金室
令和7年7月29日作成

	最低賃金の件名	申出者	A 協約適用 又は合意者数 (人)	B 適用 労働者数 (人)	A/B (%)	申出 ケース	改正・新 設・廃止	申出 年月日
1	京都府金属素形材 製品、ボルト・ ナット・リベッ ト・小ねじ・木ね じ等製造業最低賃 金	最賃京都機械 金属連絡会議 議長 青山 勲	624	2,001	31.1	労働協約	改正	R7.7.29
2	京都府電子部品・ デバイス・電子回 路、電気機械器 具、情報通信機械 器具製造業最低賃 金	最賃京都機械 金属連絡会議 議長 青山 勲	16,736	30,483	54.9	同上	同上	同上
3	京都府輸送用機械 器具、建設機械・ 鉱山機械製造業最 低賃金	最賃京都輸送 用機械連絡会 議長 大西 稔	4,188	8,504	49.2	同上	同上	同上
4	京都府各種商品小 売業最低賃金	京都小売最賃 連絡会 代表幹事 師玉 憲治郎	6,054	8,626	70.1	同上	同上	同上
5	京都府自動車（新 車）小売業最低賃 金	最賃京都新車 小売業関連連 絡会議 議長 大西 稔	2,479	5,299	46.7	公正競 争	同上	同上
6	京都府百貨店、総 合スーパーマー ケット、ドラッグ ストア最低賃金	京都小売最賃 連絡会 代表幹事 師玉 憲治郎	7,896	14,392	54.8	労働協約	新設	同上
7	京都府百貨店、総 合スーパーマー ケット、ホームセ ンター最低賃金	京都小売最賃 連絡会 代表幹事 師玉 憲治郎	6,212	12,307	50.4	労働協約	同上	同上

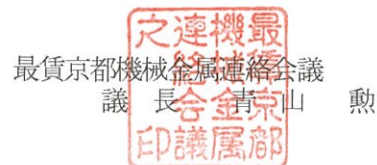
注 ・[京都府自動車（新車）小売業最低賃金]のB（適用労働者数）については、「令和3年経済センサス活動調査、」及び各業界団体の調査結果等からの推計による。

・「京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金」及び「京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンター最低賃金」B（適用労働者数）については、総務省統計局「令和4年次フレーム」を独自集計したものである。

・A/B（％）は、少数点第2以下を切り捨て表示している。

2025年 7月 9日

京都労働局
局長 角 南 巖 様



申 出 書

最低賃金法第15条の第1項の規定により、京都府金属素形材製品、ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業の最低賃金改定の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府金属素形材製品、ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業を営む使用者に使用される労働者。

624名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲。

京都府金属加工素形材製品、ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業を営む使用者に使用されている労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

- ① 18才未満または65才以上の者。
- ② 雇い入れ後6月未満の者であつて、技能習得中の者。
- ③ 部分品の組立または加工の業務の内、手作業によりまたは手工具もしくは小型動力機を用いて行う組線、取り付け、かしめ又はバリ取りの業務に主として従事する者。
- ④ 清掃、片付けまたは、まかないの業務に主として従事する者。
- ⑤ 手作業による検数、選別、包装、材料もしくは部品の取りそろえ、または洗浄の業務に主として従事する者。
- ⑥ 塗装もしくはメッキにおけるマスキング、またはさび止め処理の業務に主として従事する者。
- ⑦ 書類等の事業場内集配または複写の業務に主として従事する者。

なお、「技能習得中のもの」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者を言うが、この場合「技能育成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

- イ) 当該業務に従事した経験が無い者では直ちに通常の業務遂行が期待できない業務について認められること。
- ロ) 職場の内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
- ハ) 習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ニ) 技能養成を実施する担当者または責任者が決められていること。

2,001名



3. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名

京都府金属加工素形材製品、ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業最低賃金。

4. 申し出の内容

左記2の基幹的労働者に適用される最低賃金改定の決定を求める。なお、最低賃金額については、最低法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 624名

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数	624名
金属製品製造業を営む使用者に使用されている労働者数	2,001名
= 31.2%	

最も低い労働協約の金額＝1,076円／時間

現在適用されている法定最低賃金額＝1,058円／時間

6. 添付資料

- ①京都府金属製品製造業の事業所数と労働者数の概数
- ②最低賃金の必要性に合意するものの内訳
- ③最低賃金に関する労使協定の適用を受けるものの内訳
- ④労使協定の写し
- ⑤申し出に関する合意および申請代表者に対する委任状
- ⑥月額協定事業所における月間所定労働日数および一日の所定労働時間

以上

京 都 労 働 局
局 長 角 南 巖 殿



2025 年 7 月 9 日

最賃京都機械器具・情報通信機械器具・電子部品・デバイス製造業最低賃金協議会 議長 勲



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、京都府の電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1、申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 約16,736名。

2、最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げるものを除く。

1. 18歳未満又は65歳以上の者。
2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。
3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者。
4. 部品の組み立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務。
5. 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取揃え又は洗浄の業務。
6. 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防錆処理の業務。
7. 書類等の事業場内集配又は複写の業務。

尚、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者を言うが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当する者である。

(イ) 当該事業に従事した経験がない者は、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。

従って、離転職者を含めある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。

(ロ) 職場内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。

(ハ) 習得させるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。

(二) 技能養成を実施する担当者又は責任者が定められていること。

3、改正決定を申し出る最低賃金の件名

京都府電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金

4、申し出の内容

上記3、の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。

尚、最低賃金額については、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5、申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数	16,736名
-----------------------------	---------

京都府における電気機械器具製、情報通信機械器具、電子部品・デバイス造業を営む使用者に使用される労働者数	30,483名
---	---------

= 54.9%

最も低い労働協約の金額・・・時間額 1,156円

現在適用されている法定最低賃金額

(時間額 1,074円)

6、添付書類

- 1、 京都府における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と労働者数の概況
- 2、 最低賃金の必要性に合意する者の内訳
- 3、 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の内訳
- 4、 労使協定の写し
- 5、 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任書

以 上



2025 年 7 月 9 日

京都労働局長
角南 巖 殿

最賃京都輸送用機械連絡会
議 長 西 稔

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、京都府輸送用機械器具、建設機械、
鉦山機械製造業の最低賃金の改正を求める申し出を行うことに同意し、下記の
通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
京都府において、輸送用機械器具、建設機械、鉦山機械製造業（自転車・
同部品製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者。
4, 188 人
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
京都府において、輸送用機械器具、建設機械、鉦山機械製造業（自転車・
同部品製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げ
る者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 部分品の組立又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具も
しくは、小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ
取り業務
 - ハ 手作業による検数、選別、包装、材料もしくは部品の取り揃え又
は洗浄の業務
 - ニ 塗装もしくはメッキにおけるマスキング又は防錆処理の業務
 - ホ 手作業により又は手工具もしくは小型動力機を用いて行う簡易な
錆び止め、錆び落とし又は塗装業務
 - ヘ 書類などの事業場内集配又は複写の業務

3. 改正を申し出る最低賃金の件名

京都府において、輸送用機械器具、建設機械、鉱山機械製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。なお最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、おおむね3分の1に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	4, 188名
-----------------------	---------

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	4, 188名
-----------------------	---------

輸送用機械製造業を営む使用者に使用されている労働者数	8, 504名
----------------------------	---------

= 49.2%

最も低い 労働協約の金額 = 1, 126円/時間

現在適用されている法定最低賃金額 = 1, 076円

6. 添付書類

- (1) 京都府における事業所数と従業員数の概要。
- (2) 最低賃金の必要性に合意する者の内訳。
- (3) 最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳。
- (4) 労働協約の写し。
- (5) 申出に関する合意及び申請者に対する委任状。

京都労働局
局長 角南 巖 殿



2025年 7月29日

京都小売最賃連絡会
代表幹事 師玉 憲治郎

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府各種商品小売業の最低賃金の金額改正決定を、下記の通り申し出る。

－ 記 －

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者6,054名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者8,626名。
ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満および65歳以上の者。
- (2) 雇入れ後3カ月未満の者であって、技能習得中の者。
- (3) 清掃または片付け業務に主として従事する者。なお、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法にもとづく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。
 - ① 当該業務に従事した経験がない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務についていると認められること。従って、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
 - ② 職場の内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
 - ③ 習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
 - ④ 技能養成する担当者または責任者が定められていること。

3. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

京都府各種商品小売業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	6,054名
各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者	8,626名
	$= 70.1\% > 3分の1以上$

最も低い労働協約の金額 1,115円

現在適用されている法定最低賃金額 1,058円

6. 添付書類

- (1) 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の概要と内訳を示す書面
- (2) 統一調査書
- (3) 申請代表者に対する委任書
- (4) 労働協約の写し

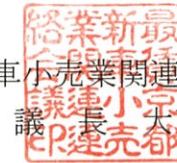
－ 以 上 －

京都労働局長
角南 巖 殿



2025年7月29日

最賃京都新車小売業関連連絡会議



議長 大西 稔

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府自動車（新車）小売業、の最低賃金の改正を求める申し出を行うことに同意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、自動車（新車）小売業（日本標準産業分類 I - 5911）のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラーを営む使用者に使用される労働者。

2, 479人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、自動車（新車）小売業（日本標準産業分類 I - 5911）のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラーを営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後3ヶ月未満の者であつて、技能習得中の者。ただし、自動車整備の業務に主として従事するものは、雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中の者

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 洗車、ワックスかけまたは駐車場内整理の業務

ハ 受付補助または書類等の事業所内集配、複写もしくは転記の業務

3. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

京都府自動車（新車）小売業最低賃金

4. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

- (1) 当該産業における事業の公正競争確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者のおおむね1/3以上の合意を持って、法定最低賃金の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数と機関決議が行われた労働組合の構成員数の合計 2, 479名

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数と
機関決議が行われた労働組合の構成員数の合計 2, 479名

自動車（新車）小売業（日本標準産業分類I-5
911）のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいる
ディーラーを営む使用者に使用される労働者 5, 299名
= 46.7%

最も低い 労働協約の金額 = 1, 212円/時間

現在適用されている法定最低賃金額 = 1, 058円

- (2) 申出産業は京都府において、販売額、従業員数等からみてもウエイトが高く、府内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費等地域経済においても重要性をもっている。
- (3) 当該産業の最低賃金は、産業の魅力や人材の確保などの観点からも当該最低賃金の改正が必要である。

6. 添付書類

- (1) 京都府における事業所数と労働者数の概要。
- (2) 最低賃金の必要性に合意する者の内訳。
- (3) 最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳。
- (4) 最低賃金改正決定の機関決議が行われた労働組合名と構成員数。
- (5) 労働協約の写し、または機関決定の写し。
- (6) 申出に関する合意及び申請者に対する委任状。

以 上

京都労働局
局長 角 南 巖 殿



2025年 7月 9 日

京都小売最賃連絡会
代表幹事 師玉 憲治郎



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストアの最低賃金の金額新設決定を、下記の通り申し出る。

－ 記 －

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストアを営む使用者に使用される労働者7,896名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストアを営む使用者に使用される労働者14,392名。

ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満および65歳以上の者。
- (2) 雇い入れ後3カ月未満の者であって、技能習得中の者。
- (3) 清掃または片付け業務に主として従事する者。なお、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法にもとづく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。
 - ① 当該業務に従事した経験がない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務についていると認められること。従って、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
 - ② 職場の内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
 - ③ 習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
 - ④ 技能養成する担当者または責任者が定められていること。

3. 新設決定を申し出る最低賃金の件名

京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の最低賃金の新設決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、2分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	7,896名
各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者	14,392名
	$= 54.8\% > 2分の1以上$
最も低い労働協約の金額	1,115円
現在適用されている法定最低賃金額	1,058円

6. 添付書類

- (1) 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の概要と内訳を示す書面
- (2) 統一調査書
- (3) 申請代表者に対する委任書
- (4) 労働協約の写し

－ 以 上 －

京都労働局
局長 角 南 巖 殿



2025年 7月29日

京都小売最賃連絡会
代表幹事 師玉 憲治郎

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンターの最低賃金の金額新設決定を、下記の通り申し出る。

－ 記 －

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンターを営む使用者に使用される労働者6, 212名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンターを営む使用者に使用される労働者12, 307名。

ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満および65歳以上の者。
- (2) 雇入れ後3カ月未満の者であつて、技能習得中の者。
- (3) 清掃または片付け業務に主として従事する者。なお、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法にもとづく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。
 - ① 当該業務に従事した経験がない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務についていると認められること。従つて、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
 - ② 職場の内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
 - ③ 習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
 - ④ 技能養成する担当者または責任者が定められていること。

3. 新設決定を申し出る最低賃金の件名

京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンター最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の最低賃金の新設決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、2分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6, 212名

各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 12, 307名

$= 50.4\% > 2分の1以上$

最も低い労働協約の金額 1, 069円（申出提出現在）

なお、今後地域別最低賃金が改正されたときには、当該協定の改正額が、地域別最低賃金に11円を加算するという協定内容であることから、地域別最低賃金の改定額によっては、別事業所で定めた1, 115円が最も低い労働協約の金額となる。

現在適用されている法定最低賃金額 1, 058円

6. 添付書類

- (1) 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の概要と内訳を示す書面
- (2) 統一調査書
- (3) 申請代表者に対する委任書
- (4) 労働協約の写し

－ 以 上 －

令和7年度 京都府最低賃金専門部会 委員名簿

令和7年 7 月18日任命

	氏 名	現 職
公益代表委員	カワハラ ミキ 河原 美紀	京都府社会保険労務士会 副会長
	サクライ ジュンリ 櫻井 純理	立命館大学 産業社会学部 教授
	ヒガシ ユウダイ 東 雄大	京都産業大学 経済学部 准教授
労働者代表委員	オオニシ ミキコ 大西 幹子	連合京都職員
	オオニシ ミノル 大西 稔	三菱自動車工業労働組合 京都支部 支部長 日本労働組合総連合会京都府連合会 副会長 自動車総連京都地方協議会 議長
	カドノ アキヨシ 門野 昭善	U Aゼンセン 京都府支部 次長
使用者代表委員	イシガキ カズヤ 石垣 一也	一般社団法人京都経営者協会 理事 事務局長
	ヌ マタ ユキヒロ 沼田 行博	京都府中小企業団体中央会 専務理事
	フカザワ シンスケ 深沢 信介	株式会社ワコール 執行役員 人事総務本部長

(五十音順)

意見発表届

会議名	令和7年度第2回 京都地方最低賃金審議会		
日時	令和7年7月31日(木) 午前9時30分 開会		
会場	京都労働局 6階 大会議室 (京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451)		
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。			
所属	京都弁護士会		
職氏名	京都弁護士会 副会長・弁護士 分部りか 京都弁護士会 労働と社会保障に関する委員会委員・弁護士 中村和雄		
連	名称	京都弁護士会	
絡	所在地	〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下る	
先	電話	075-231-2378	
発言要旨		当会が本年6月12日付けにて発出した「低賃金労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと地域間格差の是正、実効的な中小企業支援を求める会長声明」(別紙参照)について。	
上記審議会の傍聴希望の有無		☒ 有 ・ ☐ 無 ＊「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。	

令和 7 年 7 月 1 7 日

(届出団体) 京都弁護士会 (会長 池上哲朗)

(届出者氏名) 副会長・弁護士 分部りか (担当事務局 村西)

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛



低賃金労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと 地域間格差の是正、実効的な中小企業支援を求める会長声明

- 1 ロシアのウクライナ侵攻などに起因する燃料・資源価格の高騰や続く円安による輸入コストの増加の影響で、食料品や光熱費など生活関連品の価格は上昇を続けている。総務省が公表する消費者物価指数によれば、2020年（令和2年）を100としたときの2025年（令和7年）3月の消費者物価指数（総合）は111.1であり、前年同月比でも3.6%増とされている。「食料費」の指数は124.2、前年同月比は7.4%増であり、生鮮食品はそれぞれ134.0、13.9%であるように、特に食に関する物価上昇が顕著である。このような物価上昇も背景として実質賃金は2022年から3年連続で低下しており、食に関する物価の顕著な上昇と実質賃金の下落は、家計に占めるその割合が大きい低所得世帯に対しては相対的により大きな影響がでていることを推認させる。

京都地方最低賃金審議会は、昨年8月に、当時の最低賃金時給1008円から50円引き上げて時給1058円に改正することが適当であるとの答申を行い、同年10月より最低賃金は同額に引き上げられた。上記引上額は過去最大であり評価できるものの、消費者物価指数の上昇を加味すれば、最低賃金水準で働く労働者の生活が豊かになったと評価することはできない。消費者物価指数の稀な上昇を記録し実質賃金が低下し続けている今日において、最低賃金もこれに対応して増額されなければならない。

- 2 また、最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正されていないことも重大な問題である。2024年（令和6年）の最低賃金は、最も高い東京都で時給1163円であるのに対し、最も低い秋田県では時給951円であり、その間には212円もの開きがある。この格差は10年来全く是正されていない。

その地域の最低賃金の高低と人口の増減には強い相関関係があり、最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因ともなっている。都市部への労働力の集中を緩和し、他の地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部への一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極めて有効である。この点で、昨年度徳島県において中央最低賃金審議会が示した前年比50円という引上額を大幅に上回る84円の引上げが行われたことは注目されるべきである。これにより、徳島県は前年度四国内で最も最低賃金が低かったが、最も高くなったのである。

ところで、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないという分析がなされている。これは、都市部以外の地域では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限され、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。そもそも、最低賃金は、労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費

を下回ることは許されない。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

3 最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施している。しかし、その支援は未だ十分とはいえず、日本の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。例えば、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減すること、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能にするよう法規制することなどの支援策も有効であると考えられる。

4 最低賃金の引上げには地域経済を活性化させる効果がある。当会は、引き続き国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、中央最低賃金審議会が、本年度、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金を大幅に引き上げるよう答申すべきこと及び全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすことを求めるものである。

そしてそれらを踏まえつつ、京都地方最低賃金審議会において最低賃金額の大幅な引上げを行い、もって労働者の健康で文化的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を促すことを求めるものである。

2025年（令和7年）6月12日

京都弁護士会

会長 池 上 哲 朗

意見発表届

会議名	令和7年度第2回 京都地方最低賃金審議会		
日時	令和7年7月31日(木) 午前9時30分 開会		
会場	京都労働局 6階 大会議室 (京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451)		
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。			
所属			
職氏名	居場 光春		
連絡先	名称	龍谷大学経営学部 細川研究室	
	所在地	京都市伏見区深草塚本町 67	
	電話	075-645-8634	
発言要旨	京都在住の私立大学学生という立場から、最低賃金の引き上げの必要性について発言する。 発言の詳細は別紙。		
上記審議会の傍聴希望の有無	☒ 有 ・ ☐ 無 * 「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。		

令和 17 年 7 月 24 日

(届出団体)

(届出者氏名) 居場 光春

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛



2025年07月31日
令和7年度第2回京都地方最低賃金審議会

京都府最低賃金の引き上げに 関する意見陳述

—学生の立場からの要求—

龍谷大学経営学部経営学科 居場 光春

1

報告の流れ

1. 報告者の紹介
2. 要求とその根拠
3. 事例—報告者の生活実態—
4. 参考事例—大阪府の学生の生活実態—
5. 最低賃金引き上げによる効果
6. おわりに

2

1. 報告者の紹介

第二種貸与奨学金について

- 月5万円×12ヶ月＝60万円
- 60万円×4年間＝240万円
- 利子込み返済目安額:302万円

- 報告者氏名:居場 光春(21歳)
- 所属:龍谷大学経営学部経営学科3回生
- 労働状況:京都府のドラッグストアにてアルバイト(基本時間給は1,058円)
- 生活状況:実家暮らし、学費等は自ら支払う(アルバイト+貸与奨学金)

3

2. 要求とその根拠

京都府最低賃金1,200円への引き上げを求めます

根拠

- ① 連合リビングウェイジ調査算定額が1,200円である(詳細は次頁)
- ② 時給1,200円(大阪)で働く学生の参考事例から、最低でもそのレベルに引き上げる必要性がある(最低賃金の地域差是正)
- ③ 多くの時間をアルバイトに割かねばならず、「学生本来の活動時間」が確保できない

4

2. 根拠①について

連合リビングウェイジ調査算定額とは？

- ・「連合リビングウェイジとは、健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準を連合が独自に試算しているもの」※1
- ・2024年京都府算定額：1,200円（自動車保有の場合は1,520円）
- ・算定額算出の根拠については、同資料を参照いただきたい

※1 日本労働組合総連合会「2024連合リビングウェイジ報告書」（2024）より引用

5

3. 事例一報告者の生活実態一

2024年1月～3月：1,040円
2024年4月～9月：1,050円

- 生活状況：実家暮らし、学費等は自ら支払う
- 労働状況：京都府のドラッグストア（基本時間給1,058円）でアルバイト
- 昨年月間平均労働時間：およそ70時間

収入－支出＝
20万円は
翌年学費に

収入の種類	金額	支出の種類	金額
アルバイト収入	90	学費	104
日本学生支援機構 第二種貸与奨学金	60	食費	12
日本学生支援機構 以外の給付奨学金	20	修学費	10
家庭からの給付	2	その他	26
収入合計	172	支出合計	152

表1 報告者の生活実態（2024年 単位：万円）

6

4. 参考事例—大阪府の学生の生活実態—

- 生活状況：実家暮らし、大阪から龍谷大学深草キャンパスに通学
通信費、交際費、交通費、その他を自ら支払う
- 労働状況：大阪府の飲食店（基本時間給1,200円）でアルバイト
- 昨年月間平均労働時間：およそ65時間

収入－支出＝
35万円は翌年
以降にむけて
貯蓄

収入合計	支出合計
95	60

表2 当該学生（ゼミナールの友人）の生活実態（2024年 単位：万円）

7

5. 最低賃金引き上げによる効果

「学生本来の活動」に
時間を割ける

京都府最低賃金を1,058円→1,200円に引き上げると・・・

- 学生の労働時間を短縮することができ、時間的余裕ができる
- 報告者の場合：2024年收入実績90万円（月間平均70時間）と同額を月間平均62.5時間で稼ぐことができる
- 貸与奨学金月額を減額できる（将来的な“借金”を減らす）
- 逆に言えば、稼ぎたい人はさらに稼ぐことができる（労働力喚起）
- 学生労働力を京都府に呼び込むことができる（現状では、時給の高い大阪で就労する学生が散見される）

8

6. おわりに

京都府最低賃金1,200円への引き上げを求めます

- 本報告は「学生のリアルな生活実態」に基づいて最低賃金引き上げの要求を行った。そのため、事例紹介の域を出ておらず、一般性に欠けていることは否めない。
- しかし、「学生の立場からの要求」を行えたことは大変有意義なことであったと感じる。
- なお、本報告の事例は実家暮らしの学生であったが、下宿生の生活実態はより厳しいものであることにも留意いただきたい。
- 本報告が京都府最低賃金引き上げの一助になれば幸いである。

9

参考資料

- 日本労働組合総連合会(2024)。「2024連合リビングウェイジ報告書」.連合リビングウェイジ.
https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/data/living_wage/2024_living_wage_report.pdf?9494, (参照2025-07-21)
- 日本労働組合総連合会(2024)。「都道府県別リビングウェイジ」.連合リビングウェイジ.
https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/data/living_wage/2024_living_wage_states.pdf?9494, (参照2025-07-21)
- 日本労働組合総連合会(2024)。「総括表(さいたま市)」.連合リビングウェイジ.
https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/data/living_wage/2024_living_wage_summary_table.pdf?9494, (参照2025-07-21)
- 厚生労働省京都労働局(2024)。「京都府最低賃金」.厚生労働省京都労働局.
https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/toukei/saitei_chingin/jigyo201.html, (参照2025-07-21)

10

意見発表届

会議名	令和7年度第2回 京都地方最低賃金審議会		
日時	令和7年7月31日（木）午前9時30分 開会		
会場	京都労働局 6階 大会議室 （京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451）		
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。			
所属	京都地方労働組合総評議会		
職氏名	事務局次長 林 真也		
連絡先	名称	京都地方労働組合総評議会	
	所在地	京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5階	
	電話	075-801-2308	
発言要旨	労働者の生活改善並びに経済対策として最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の抜本的拡充を求めます 詳細別紙		
上記審議会の傍聴希望の有無	☒ 有 ・ ☐ 無 ＊「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。		

令和7年7月28日

(届出団体) 京都地方労働組合総評議会

(届出者氏名) 柳生 剛志

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛



2025 年 7 月 31 日

京都府最低賃金審議会
会長 岩永 昌晃 様

京都府労働組合総評議会
事務局次長 林 眞也

労働者の生活改善並びに経済対策として最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の抜本的拡充を求めます

京都府最低賃金改定にあたって、最低賃金法第 25 条 5 項に基づき意見表明します。
なお、京都府最低賃金審議会として独立性を発揮した積極的な審議、とりわけ、生計費原則と現情勢下で最低賃金に求められる役割を重視した審議を求めます。

記

- 一、京都府最低賃金を大幅に引き上げ、社会生活の維持に必要とされる額へと改善するとともに、京都をはじめ全国各地で実施されている最低生計費試算調査結果で明らかになった時間額 1,700 円以上の水準に直ちに引き上げられること。
- 一、最低賃金引き上げによる経済波及効果試算調査結果や徳島県の引き上げによる求人倍率や倒産件数などをもとに、地域経済活性化の戦略として最低賃金を位置づけ、引き上げられること
- 一、最低賃金の大幅な引き上げの環境を整備すべく、生産性向上の要件が厳しく中小企業が事実上活用できない「業務改善助成金」を改善し、社会保険料の事業主負担の免除など賃金支払いに直接資する制度を創設するとともに、予算の大幅な増額を国に求めること。

【趣旨】

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」にて、最低賃金を「2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取り組みを 5 年間で集中的に実施する」と閣議決定しました。しかし、先進諸国では既に 1,500 円が当たり前となっており、この間の物価高騰から労働者の生活を守る上でも、大幅な引き上げが急務です。

京都総評が昨年発表した最低生計費試算調査【表①】で、20 代の若者が京都で一人暮らしをしながら「普通に暮らす」ためには、生活費として月額 24 万円以上、時間額 1,700 円以上が必要となりました。しかし、この間の物価高騰やコロナ禍を経て若者のライフスタイルの変化により改めて合意

表①

調査年		2023年10月物価補正版		2025年	
性別		男性	女性	男性	女性
消費支出		191,809	188,450	205,697	204,986
	食費	49,242	39,420	57,944	45,361
	住居費	50,000	50,000	46,875	46,875
	水道・光熱	7,456	8,476	8,188	9,309
	家具・家事用品	4,864	4,974	5,157	5,319
	被服・履物	6,315	4,520	14,526	10,356
	保健医療	1,171	2,816	1,206	2,898
	交通・通信	16,766	16,766	16,975	16,975
	教養・娯楽	27,895	27,919	25,693	31,835
その他		28,100	33,560	29,134	36,058
非消費支出		52,212	52,212	58,005	58,005
予備費		19,100	18,800	20,500	20,400
最低生計費(税抜)		210,909	207,250	226,197	225,386
同上(税込)		263,121	259,462	284,202	283,391
同上年額(税込)		3,157,452	3,113,544	3,410,426	3,400,697
月150時間換算		1,754	1,730	1,895	1,889
月173.8時間換算		1,514	1,493	1,635	1,631
京都の最賃額		1,008		1,058	

形成会議と価格調査をして、アップデートを実施しました。調査結果では【表①】の結果のように、生活費として男性で月額 1,895 円（月額 28 万 4,202 円）、女性で時給 1,889 円（月額 28 万 3,391 円）必要という結果となりました（いずれも税・社会保険料込み）。しかし、今の京都府最低賃金は時間額 1,058 円です。これで、法定労働時間上限 173.8 時間まで働いても、月額約 18 万円・年収 220 万円程度にしかありません。

また、本調査は、全国でも実施しており、最近公表した、静岡県では、男性で時給 1,904 円、女性で時給 1,867 円、東京では男性で時給 1,900 円、女性で時給 1,838 円、新潟県では時給 1,882 円という結果が出ています。都市部は家賃が高い代わりに、公共共通網が発達しているため、自家用車を所有する必要がなく、交通費が安くなります。一方地方では、家賃は安いものの、自家用車に係わる費用が大きくなるため、総額で大きな差が出なくなっています。これは、京都府南北でも同様の傾向があると推察します。全国的に、最低賃金額の地域間格差が労働人口の流動に影響を及ぼしているとの指摘もあります。全国一律制の最低賃金制度の確立が急務です。

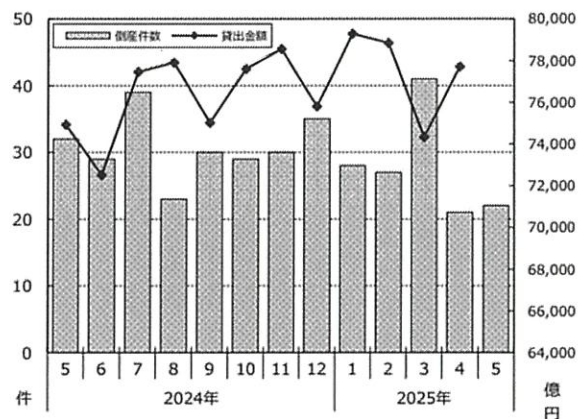
昨年徳島県では、令和 5 年度の最低賃金が全国ワースト 2 位で、四国 3 県と大差ない一方、隣接する大阪圏とは 100 円以上の差があり、東京圏や大阪圏への人口転出が大きな問題でした。県民一人当たりの所得や、県内総生産、労働生産性は全国でトップ 10 に入るのに、最低賃金はワースト 2 位と低いため、本県にふさわしい最低賃金とするべき令和 6 年度の答申では、目安答申 50 円を 34 円上回る 84 円の引き上げを行いました。【別表②】にありますように、最低賃金が大きく上がったことで、企業が懸念する倒産等は、大きな変化はなく、実質賃金は 9 か月連続プラスとなり、最低賃金の大幅な引き上げによる期待感から、パート勤務の新規求職申込数はプラス傾向となっています。

一方、京都府経済動向【表②】では、令和 6 年 7 月と令和 7 年 3 月に倒産件数が増加していますが、それ以外は大きな変動はなく、また、東京商工リサーチによると、2024 年度の企業倒産は「物価高」倒産が 700 件、「後継者難」倒産が 454 件、「求人難」122 件、「人件費高騰」110 件です。また、帝国データバンク【表③】の調査では、「人手不足」による倒産が過去最多の 350 件となっています。以上のデータなどから最低賃金引き上げが直接的な倒産原因ではないのが現状といえます。

昨年 7 月に京都総評は「最低賃金 1,500 円に引上げによる経済波及効果（生産誘発効果・雇用誘発効果・家計消費の増大・税収増加など）」を解明し、記者発表を行いました。その結果、京都府内において最低賃金を 1,500 円に引上げることによって、京都府の企業や事業所などの生産は 1,655 億円増加し、雇用は 14,884 人増大すること。そして、雇用の増大に伴って増える所得は 422 億円となり、京都市が得る所得税の税収は 19 億円（京都府 8 億円）であることが、明らかになりました。最低賃金引き上げが、労働者にとっては生活改善、事業者にとっては業績改善のウィンウィンの関係になると同時に、国内の経済戦略として重要な政策であると考えます。

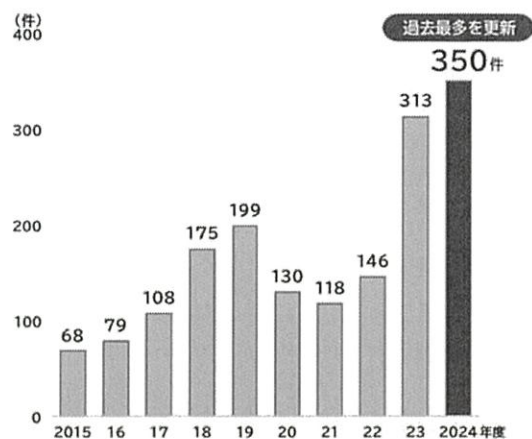
ただし、最低賃金を引き上げるには、中小企業が経営不安に陥ること無く安定的に安心して賃上げできるような、中小企業への支援策の抜本的

表②



表③

人手不足倒産 年度推移



な転換・拡充が必要です。ましてや、最低賃金を使って中小企業を整理、淘汰及び企業統合を推進しようとするなど断じて許されません。昨年、岩手県では、物価高騰により、物価の上昇に実際の上昇に追いついていないことを踏まえ、賃上げの加速化のため、中小企業等に対し60円以上の賃上げを行った中小企業等を対象に従業員一人あたり6万円（最大50人分）を支給し、申請受付は20,000人を超えました。また、徳島県でも一時金支給など県独自の直接支援の支援策も進んでいます。賃上げのために国独自の補助金や社会保険料減免などの直接的かつ総合的な抜本的施策が不可欠です。

中小企業同友会全国協議会のアンケートでは、2025年度の賃上げ実績は74.5%の企業が実施しましたが、一方で最近1年間の賃上げのうち何割を価格転嫁できたかについては、「0割」が31.6%で「1～3割程度」が26.8%と多くの企業でほとんどが価格転嫁できていない実態です。

物価高騰に伴う材料費やエネルギー、労務費の上昇分について、中小企業が販売価格に転嫁できるよう、「パートナーシップ構築宣言」や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などが実効性を発揮する取引の適正化や環境整備などが求められます。これは、中小企業家同友会全国協議会と日本労働組合総連合会が共同談話を発表しています。

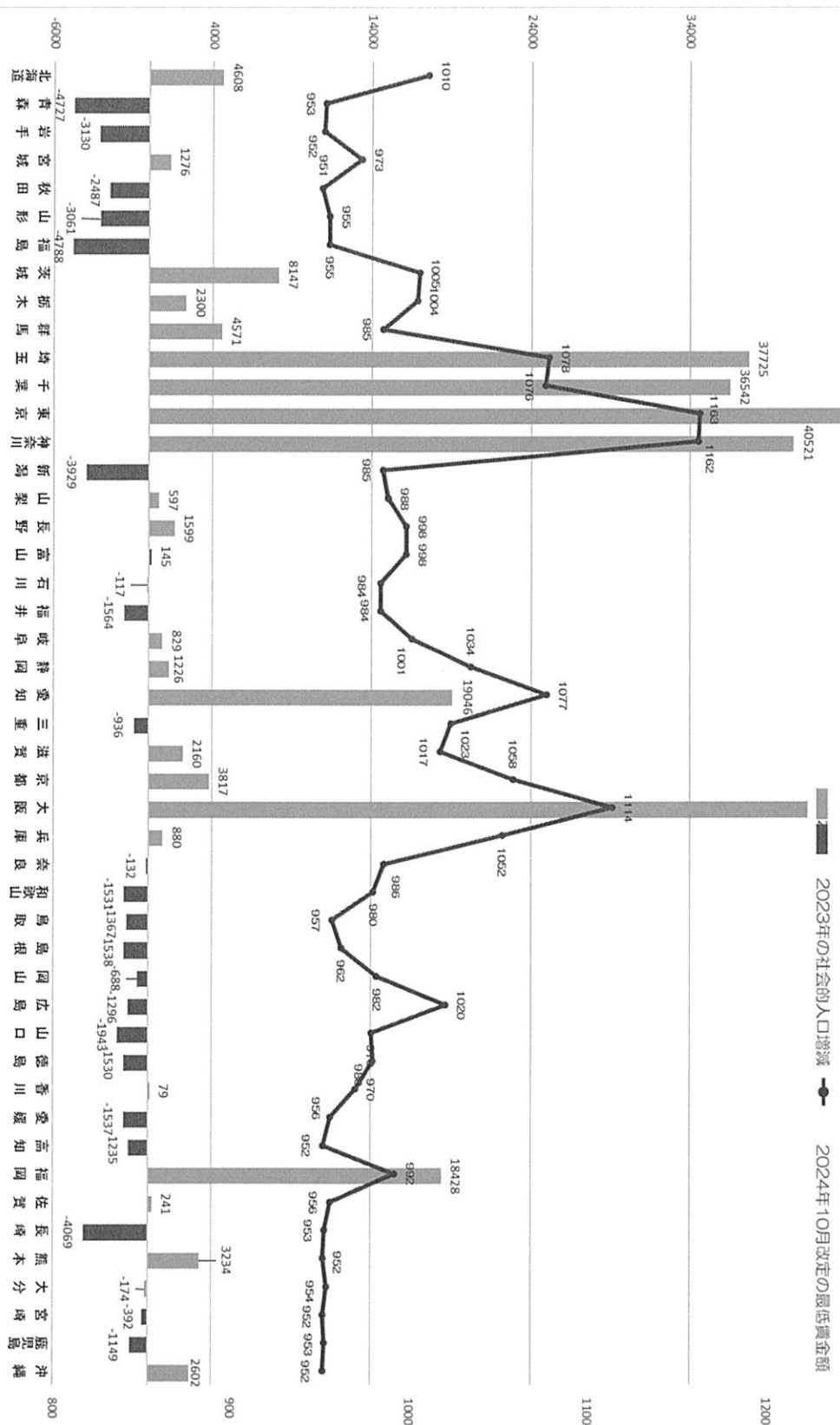
昨年度の京都地方最低賃金審議会の答申にて、「中小企業・小規模事業者を対象とした消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担分の減免・軽減等、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する」とされたことは、京都総評が求める賃上げに伴う中小企業支援策と通底するものであり、「業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと」とし、「賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等」を要望したことは重要です。本年度の審議会でも引き続き中小企業支援策と併せて、大幅な引き上げを発出されることを要望します。

以上

- 添付資料 ①「2019年最低生計費試算調査報告書」京都総評
②「地域最賃と人口の社会的増減の比較」全労連
③「最低生計費試算調査結果（2025年版アップデート）」京都総評
④「徳島県の実質賃金推移、有効求人倍率の推移、倒産件数、パート勤務の新規求職申込数」厚生労働省・徳島県、徳島労働局、東京商工リサーチ

2023年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図

最低賃金が高い都市部に人口が流出



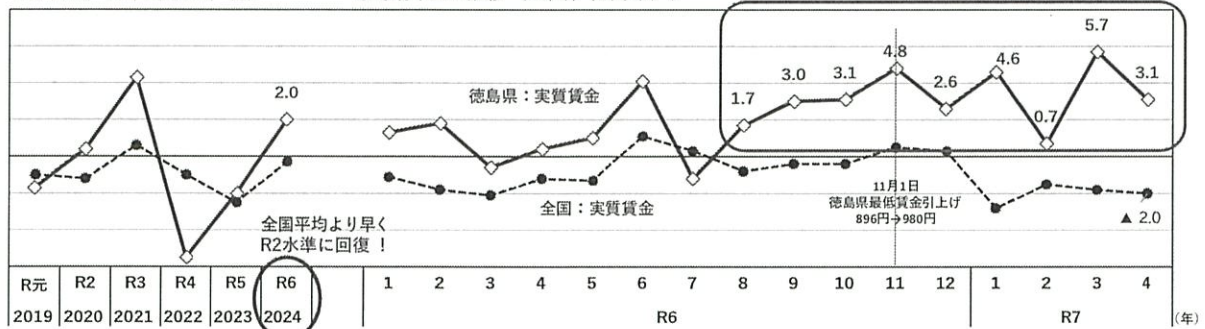
【別表①】

※ 総務省統計局：「住民基本台帳人口・世帯数、令和5年（1月1日から同年12月31日まで）人口動態（都道府県別）」より、全労運作成

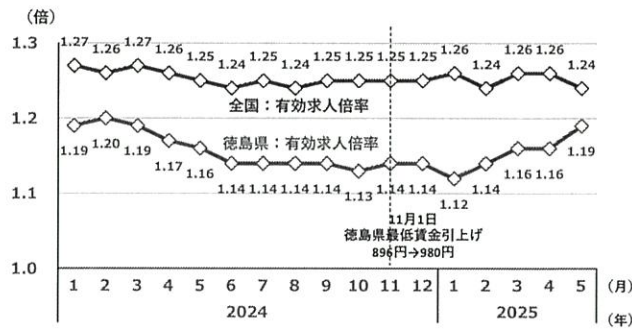
【別表②】

(前年比、前年同月比、%)

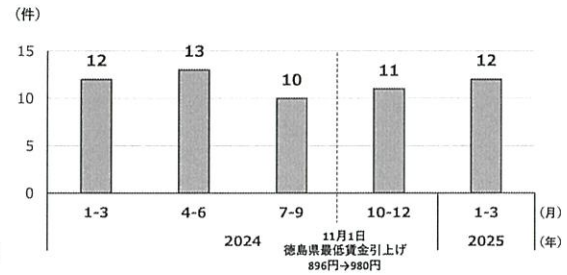
(実質賃金の推移(全国、徳島県))



(有効求人倍率の推移(全国、徳島県))



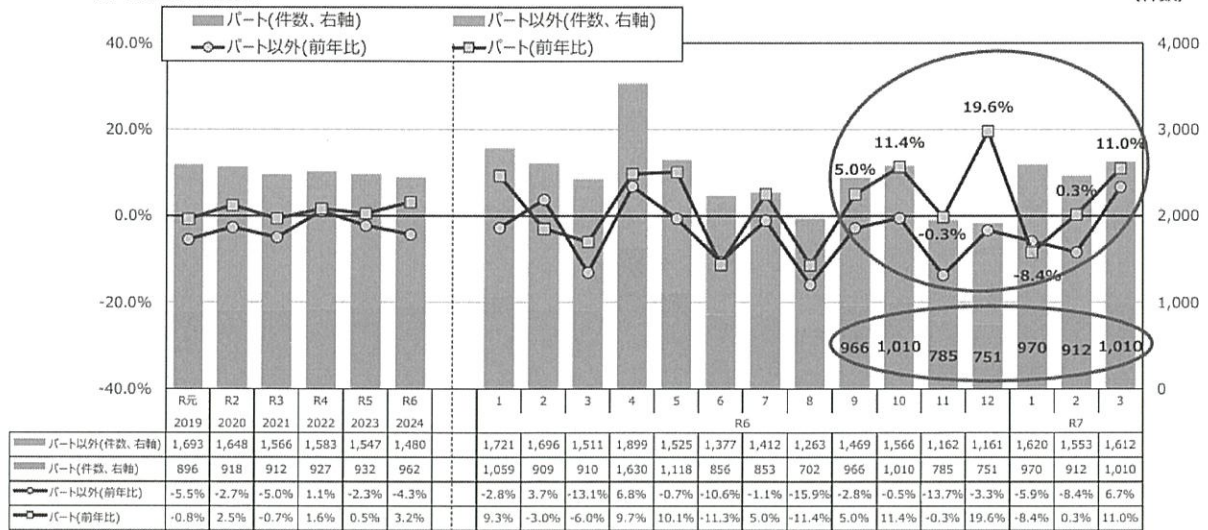
(徳島県の倒産件数の推移)



(前年比、前年同月比)

新規求職申込件数の推移(一般、パート)

(件数)



京都経済の底上げには最低賃金がカギ

—暮らしを守るためには 1500 円では低すぎる、1900 円が必要—

2025 年 7 月 14 日

京都地方労働組合総評議会

○京都地方労働組合総評議会（京都総評）では、2019 年に**京都で若者が普通にひとり暮らしをするためにはどのくらい費用がかかるのか**を明らかにするための調査を実施し、その結果を公表した。

○前回は、25 歳単身者の普通の暮らしには、男性＝時給 1,639 円（月額 245,785 円）、女性＝時給 1,618 円（月額 242,735 円）（いずれも税・社会保険料込み）という結果であった。

○調査手法は、主に京都総評に加盟する各単産・ユニオンの労働者などを対象に、生活のパターンを調べる「**生活実態調査**」および持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「**手持ち財調査**」を実施し、その結果を精査し生活に必要な費用をひとつひとつ丁寧に積み上げる、マーケット・バスケット方式を採用し、科学的に算定したものである。

○2022 年から本格的に始まった物価高騰の影響をふまえて、改めて価格調査を実施して前回の結果をアップデートしたところ、2025 年 4 月時点における健康で文化的な生活に必要な費用は**男性で時給 1,895 円（月額 28 万 4,202 円）、女性で時給 1,889 円（月額 28 万 3,391 円）**であった（いずれも税・社会保険料込み）。これは年額に換算すると約 340 万円である。

○**コロナ禍を経たライフスタイルの変化**によりサブスクリプション費用や男性のコスメ費用の追加があった一方で、日帰り行楽や冠婚葬祭のように減少した項目もあった。

○今回アップデートされた試算結果を**前回の試算結果（税等抜きの必要生計費）と比較すると、男性で 15.3%、女性で 16.7%、それぞれ上昇している**。賃金がこれだけ上昇していなければ労働者の暮らし向きがより苦しくなったことを意味する。ちなみに、京都における実質賃金指数は、この 3 年間ほぼマイナス基調である。

○2022 年に始まる**物価高騰の傾向は現在も継続中**である。今年の最低賃金審議会でも労働者の生計費をめぐって改定額の攻防が行われることが予想される。

○昨年 10 月の最低賃金改定により、京都における最低賃金額は 50 円（5.0%）引き上げられ、1,058 円となっている。しかしながら、今回のアップデートした結果からみると、低水準であると言わざるを得ない。**最低賃金は、人間らしい労働時間を加味すれば時給 1,900 円ほどの水準が必要**であり、政府が掲げている「2020 年代に 1,500 円」の目標は低すぎると言わざるを得ない。

○また、**生計費に地域差がない**ことが、他の地域における調査結果から明らかになっており、**全国一律の最低賃金制度**も望まれる。

○京都経済を底上げするためには、最低賃金の大幅引き上げが有効である。府および政府には、**実効力のある中小企業支援策**を求めるところである。

以上

京都生活実態調査（最低生計費試算調査）結果（2025 年版アップデート）

—若年単身世帯（25 歳男性および 25 歳女性）—

2025 年 7 月 14 日

京都地方労働組合総評議会（京都総評）

監修：中澤 秀一（静岡県立大学短期大学部）

はじめに

本報告書は、2018 年から翌 19 年にかけて京都において実施された生活実態調査（通称：最低生計費試算調査）の結果を 2025 年版でアップデートを行い、その結果を公表するものである。具体的には、**25 歳の若者が京都で普通にひとり暮らしをするために必要な費用**を明らかにしたものである。

2019 年 5 月に公表した生計費試算の結果は、京都市北区在住で男性＝月額 245,785 円、女性＝月額 242,735 円（税・社会保険料込み）であった（表 1 参照）。今回は、その後の消費増税、コロナ禍、そして 2022 年に始まる物価高騰の影響をふまえて最低生計費をアップデートし、近年とくに注目されている最低賃金政策に対する政策提言のエビデンスを得ることを目的としている。

表 1 京都生活実態調査結果（2018 年）（円）

自治体名		京都市北区	
調査年		2018 年	
性別		男性	女性
最賃ランク		B	
消費支出		178,390	175,640
	食費	44,441	35,347
	住居費	41,667	41,667
	水道・光熱	7,419	8,434
	家具・家事用品	3,836	3,922
	被服・履物	5,921	4,247
	保健医療	1,137	2,733
	交通・通信	18,612	18,612
	教養・娯楽	27,510	27,531
	その他	27,847	33,147
非消費支出		49,595	49,595
予備費		17,800	17,500
最低生計費 （月額）	税抜	196,190	193,140
	税込	245,785	242,735
年額（税込）		2,949,420	2,912,820

1. 2018 年調査の概要およびアップデートの方法

京都と同様に全国各地で実施されている最低生計費試算調査では、若年単身世帯や子育て世帯、高齢者世帯など、様々な世帯類型ごとに「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための費用（＝最低生計費）を明らかにしている。具体的には、試算の基礎資料とするために実施された調査は、以下の3つの調査である（①および②はアンケート調査）。京都生活実態調査（2018 年調査）でも同様の調査を実施した。

- ①生活実態調査：大まかな生活実態を把握し、最低生計費を試算する基礎資料とした。
- ②手持ち財調査：対象者が生活に必要なものとして何を持っているかすべて記入してもらい、価格調査の際に最低生計費を試算する基礎資料にもした。
- ③価格（市場）調査：対象モデル世帯が実際に買い物をしている店舗において価格の实地調査を実施した。

①生活実態調査および②持ち物財調査の対象となったのは、主に京都地方労働組合総評議会（京都総評）に加盟する単産の組合員である。アンケートには 4745 名が回答をしており（回収率約 20%）、そのなかの 10 代～30 代の実際に一人暮らしをしている 412 名（男性＝204 名、女性＝207 名、不明＝1 名） 分のデータをもとに 2018 年調査の試算が行われた。

今回のアップデートでは、改めて③価格調査を 2025 年 4 月に実施して、前回の数字の改定を行った。また、食費に関しては、新たに 2025 年版で再試算を行った（詳細は **3. 算定の方法** についての食費の項目を参照のこと）。さらに、前回は政府の統計資料を利用した水道光熱費、保健医療費、通信費などは、2018 年から 2025 年 4 月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「消費者物価指数」（CPI）を用いて分析し、係数を各費目に乗じる方法で行っている（表 2 を参照のこと）。

加えて、2024 年 12 月から京都で働く 20 代の若者たちとの合議の場（＝合意形成会議） を設けた。同会議の内容も今回のアップデートに反映させている。

表 2 2018 年調査からの消費者物価指数の変動

	京都 2025 年 4 月 (2020 年＝100)	同 2018 年平均 (2020 年＝100)	京都 2025 年 4 月 (2018 年＝100)
水道光熱	110.7	100.3	110.4
保健医療	105.1	99.1	106.1
通信	73.9	102.6	72.0
理美容サービス	106.8	97.6	109.4
総合*	111.7	99.5	112.3

(注) *総合については、今回のアップデートでは利用していない。

2. 算定の対象となるモデルと地域

(1) 対象モデル

最低賃金の引上げ要求運動につなげるため、20～30 歳代の単身世帯を第一に分析することとした。具体的には、「**年齢は 25 歳で、大学卒業後就職し、勤続年数 3 年想定**」している。年収額を **330 万円（月収＝24 万円、一時金＝42 万円）**とした（ちなみに、正規従業員と限定してはいない）。

（資料）令和 6 年「賃金構造基本統計調査」、京都府、一般労働者

区分	企業規模計（10 人以上）産業計 男女計							
	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内実 労働時間 数 (時間)	超過実労 働時間数 (時間)	きまって 支給する現 金給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)	年間賞与そ の他特別給 与額 (千円)	労働者数 (十人)
20 ～ 24 歳	23.1	1.7	159	10	268.7	246.0	373.9	4 412
25 ～ 29 歳	27.5	4.0	159	13	301.0	268.1	715.5	6 485

(2) 居住地域

居住地域として、前回と同様に京都市北区（最寄り駅は北大路駅）を想定した。

3. 算定の方法について

(1) マーケット・バスケット方式の採用

一連の最低生計費試算調査では、マーケット・バスケット方式（全物量積み上げ方式）を採用している。この手法は、佛教大学名誉教授の金澤誠一氏の監修のもとで行われた「首都圏最低生計費試算調査」（2008 年 4 月～6 月実施、2039 ケース集約。）および「東北地方最低生計費試算調査」（2009 年 5 月～6 月実施、1615 ケース集約）、「愛知県最低生計費試算調査」（2010 年 5 月～6 月実施、518 ケース集約）などの調査で採用されたものである。今回の調査も、若干の修正を加えながらも基本的にはこの調査手法を踏襲している。ただし、監修担当者が科学研究費助成事業を受け、2014 年から 2018 年度に進められた基盤研究（C）「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」（研究課題番号：26380827）において実施された「静岡県最低生計費試算調査」「愛知県最低生計費試算調査」「北海道最低市生計費試算調査」等の調査でいくつかの調査手法の改定を行っている。

(2) 実態から乖離させずにあるべき普通の生活を考える

今回、最低生計費を積み上げていくにあたって、いくつかのルールを設けている。

第 1 に、**所有率 7 割を超える品目を「必需品」として所有させるというルール**である。所有率 7 割を超える品目は、所得や消費支出が減っても、需要の変化が小さいので「必需品」とみ

なして積み上げに加えている。これは生活保護において所有の可否の判断は、一般世帯との均衡を保つために、普及率7割程度を基準としていることにも由来している。

ただし、7割を下回るものについても、多くの世帯で必需品になっている可能性が高いと思われる品目については、これに加えている。

第2に、消費量は下から3割を基準とするというルールである。たとえば、スーツやジャケットを10着以上持っている人もいれば、1着も持っていない人もいる。また、昼食をコンビニで買う場合、使っている金額が人によってそれぞれ異なる。生計費を積み上げる際には、消費する数量や金額などを定めなければならない。平均的な数量・金額で定めるのではなく、「下から3割」を目安に決めている。平均値や中央値の半分というのは、「許容できる格差」として国際的にも認められているラインである。それに近似するラインとして「下から3割」を基準とした。

第3に、市民・労働者の意見を採り入れるというルールである。マーケット・バスケット方式による生計費試算の最大の弱点は、分析者個人の主観に左右されてしまう点である。この弱点を克服するために、各地で当該世帯類型の方々に集まってもらい意見を聞き、生計費を積み上げる際の参考としている。

以下、算定にあたっての具体的に留意した点である。

① 家具・家事用品、被服及び履物、教育娯楽耐久財、書籍・他の印刷物、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品などは、持ち物財調査にもとづいて、**原則 7 割以上の保有率**の物を「人前に出て恥をかかないでいられる」ために最低限必要な必需品と考え、それぞれの費目ごとに積み上げて算定した。

また、耐用年数については、国税庁「減価償却資産の耐用年数等に関する政令」およびクリーニング事故賠償問題協議会「クリーニング事故賠償基準」を参考にした。

② 食費については、2024 年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、二人以上世帯の全国での平均および最も年間収入の低い第1五分位階層の100g当たりの消費単価を4つの食品群に分けてそれぞれ計算した。具体的には、「**2024 年家計調査年報**」の品目別分類の各費目の購入数量および100グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた（ただし、嗜好品については飲料・酒類で代表させ、100kカロリー当たりの価格で算出）。同様に京都府区部における4つの食品群の100g当たりの消費単価の平均値も求めて、都区部における第I五分位階層の消費単価を推計している。ここから2025年4月時点での物価上昇率（1.4%増）を考慮して算定する。

次に、女子栄養大学出版部『**食品成分表 2024 資料編**』にもとづき、1日当たりの必要なカロリーを算出した（25歳男性1日当たり2650kカロリー、25歳女性1日当たり2000kカロリー）。また、「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1人1日当たりの重量=g）」（香川明夫：女子栄養大学教授案）にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試算にもとづきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにした。な

お、家での食事の場合、食べ残しの廃棄率を5%と想定している。

また、昼食や仕事の帰りや休日のお酒や会食については、アップデート用のアンケート調査や合意形成会議の結果から、その回数や費用を算定している。

③ 住居費については、公営住宅は少なく、現実に入ることが困難なため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「住生活基本計画」（計画期間は2021年度から2030年度）による「最低居住面積水準」にもとづき、**単身世帯25㎡**とした。

家賃については、従前の調査と同様に住宅情報誌およびインターネットの情報にもとづき家賃を調査し、その最低価格帯を採用することにした。

④ 教育費については、若年単身世帯のため、今回は算定に含めない。

⑤ 教養娯楽サービスについては、生活実態調査の結果から、日帰り旅行の回数、費用、1泊以上の旅行の回数、費用にもとづいて算定する。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果にもとづいて算定した。

⑥ 交通費は、生活実態調査では、自家用車を「生活の必需品」と回答した割合は23.5%にとどまった。**移動手段として自家用車もしくはバイクが必需品ではないと判断した。**

⑧ 水道・光熱費、保健医療費、通信費等については、総務省「平成26年全国消費実態調査」を用いて試算した2018年調査の結果について2025年4月時点での物価上昇率を係数として乗じて求めた。

⑨ 交際費・その他については、合意形成会議などの結果をふまえて、第1に、親戚などの結婚式・お葬式などの参加の回数、費用を推計（コロナ禍を経て回数は減ったと考えて、**結婚式・お葬式の費用として、男性は年間1回で4万円、女性は年間1回で4.5万円**）。第2に、お中元やお歳暮については、生活実態調査では約4分の3が贈っていなかった。この結果から「贈らない」と想定。第3に、見舞金やお年玉・クリスマスや誕生日等のプレゼントについては、前回と同じ年間**50,000円**とした。第4に、住宅関係費として、共益費は各区の家賃の調査をする際に同時に行った。第5に、新年会や忘年会、同窓会への参加を想定し（**年間3回、1回＝4,000円の参加費**）として算定した。第6に、現役の労働者・サラリーマンの場合には、労働組合費として**月2,400円**を想定（月収の1%を目安）。第7に、その他会費として、**年間3,000円**を想定。

⑩ 自由裁量費（＝こづかい）については、これまでの算定では計上しなかった教養娯楽費としての音楽配信サービス料などを、こづかいとして一括してここに計上した。これは、持ち物財調査では保有率が分散していて7割には満たないが、個々人の趣味など、価値の多様性を考慮したものである。その額は、1人1日200円として**月6,000円**とする。

⑪ その他、予備費として、消費支出の1割を計上する。これは、個々人の多様性を考慮したものである。たとえば、エネルギー消費量は、同じ年齢層でも身長や体重によって違いが生じるし、消費支出の内容や額も、心身の健康状態や障害の有無・程度により異なるからである。また、預貯金や個人で加入する私保険の掛金などもここに含まれる。

5. 最低生計費の試算

(1) 食費の算定

朝食については、生活実態調査では「とらない」は約3割で、7割は何らかの形で朝食を摂っていた。また夕食については、「家で一人で食べる」が8割以上であった。これらについては家で食べるものとした。

昼食については、男性はコンビニなどで「弁当やパンを買い」、女性は月の10日間はコンビニなどで「弁当やパンを買い」、残りの10日間は「家から弁当」を持参するものとした。なお、「弁当やパンをかう」費用については、700円と設定した。

仕事の後や休日にお酒や会食をする回数は、月2回とした。その費用1回4,000円とした。

表3 4つの食品群別にみた、100g当たりの消費単価

第1群				第2群			
乳・乳製品		卵		魚介・肉		豆・豆製品	
32.26	円	42.38	円	212.05	円	19.44	円
第3群				第4群			
野菜・海藻		いも類		穀類		砂糖	
59.74	円	46.26	円	64.37	円	26.41	円
		果物				油脂	
		66.65	円			71.13	円
嗜好品（飲料・酒類）							
100kカロリー当たり							
127.17 円							

25歳男性 1日当たり 2,650kカロリー（30日＝79,500kカロリー）

表4 25歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	300 g	必要量	180 g
金額	96.79 円	金額	381.69 円
卵		豆・豆製品	
必要量	55 g	必要量	80 g
金額	23.31 円	金額	15.55 円

第3群		第4群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	440 g
金額	209.09 円	金額	283.22 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	46.26 円	金額	2.64 円
果物		油脂	
必要量	150 g	必要量	30 g
金額	99.98 円	金額	21.34 円

表4においては、25歳男性にとって1日に必要な熱量2650kカロリーのうちの95%（＝2517.5kカロリー）の熱量を摂取するためにかかる金額は1179.87円であることを示している。1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

	2,385 kカロリー	1117.77 円
嗜好品	265 kカロリー	337.00 円
合計		1454.77 円

従って、1カ月、すべて家で食事したと仮定すると、1454.77円×30日＝43,643円の食費となる。

昼食のとり方や会食については、以下の通り算定した。

・コンビニ弁当	1食	730kカロリー	700円
	1カ月 20食	14,600kカロリー	計 14,000円

・会食（ほうれん草お浸し、だし巻き卵、大豆とひじきの煮物、高野豆腐の含め煮、刺身盛り合わせ、鶏から揚げ、ビール中ジョッキ×2）

25kカロリー＋90kカロリー＋91kカロリー＋126kカロリー＋220kカロリー＋400kカロリー＋160kカロリー×2＝1,272kカロリー

月2回 2,544kカロリー 計 8,000円

家での食事	62,356 kカロリー	34,232 円
昼食	14,600 kカロリー	14,000 円
会食	2,544 kカロリー	8,000 円
廃棄分 (5%)	3,118 kカロリー	1,712 円
合計	82,618 kカロリー	57,944 円

25 歳女性 1 日当たり 2,000k カロリー (30 日=60,000k カロリー)

表 5 25 歳、女性、身体活動レベルⅡ、4 つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第 1 群		第 2 群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	250 g	必要量	120 g
金額	80.66 円	金額	254.46 円
卵		豆・豆製品	
必要量	55 g	必要量	80 g
金額	23.31 円	金額	15.55 円
第 3 群		第 4 群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	320 g
金額	209.09 円	金額	205.98 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	46.26 円	金額	2.64 円
果物		油脂	
必要量	150 g	必要量	15 g
金額	99.98 円	金額	10.67 円

表 5 においては、25 歳女性にとって 1 日に必要な熱量 2000k カロリーのうちの 95% (= 1800k カロリー) の熱量を摂取するためにかかる金額は 948.59 円であることを示している。

1 日エネルギー必要量の 90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

	1,800 k カロリー	898.67 円
嗜好品	200 k カロリー	254.34 円
合計		1153.01 円

従って、1 カ月、すべて家で食事したと仮定すると、1153.01 円×30 日≒35,590 円の食費となる。

昼食のとり方や会食については、以下の通り算定した。

・コンビニ弁当	1 食	730k カロリー	700 円
	1 カ月 10 食	7,300k カロリー	計 7,000 円

・会食 男性と同じ

家での食事	50,156 k カロリー	28,915 円
昼食	7,300 k カロリー	7,000 円
会食	2,544 k カロリー	8,000 円
廃棄分 (5%)	2,508 k カロリー	1,446 円
合計	62,508 k カロリー	45,361 円

(2) 住居費の算定

北大路駅まで徒歩 15 分圏内の民間賃貸アパート・マンションについて住宅情報誌やインターネット検索を用いて市場調査を行った。

調査の結果から、単身用住宅として 25 m²の民間賃貸アパート・マンション（間取りワンルーム or 1 K）では、**家賃は比較的物件数が多い中での最低価格を採用し、45,000 円とした。**

また、更新料については、2 年に 1 回と想定し、家賃 1 ヶ月分の 24 分の 1 を計上した。

家賃	月	45,000 円
更新料	月	1,875 円
合計		46,875 円

(3) 水道・光熱費の算定

水道・光熱費の算定は、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」の単身世帯のうち勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出（30 歳未満）、近畿地方の平均」を用いた。

① 男性

合計 $7,729 \text{ 円} \times 0.96 \text{ (物価上昇率)} \div 7,419 \text{ 円}$

② 女性

合計 $8,786 \text{ 円} \times 0.96 \text{ (物価上昇率)} \div 8,434 \text{ 円}$

さらに、2025 年 4 月にかけて 10.4%上昇しているため、男性=8,188 円、女性=9,309 円となる。

(4) 家具・家事用品の算定

家具・家事用品については、2025 年 4 月に再度実施した価格調査の結果を用いて再試算を行った。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事用耐久財				

電子レンジ・炊飯器・冷蔵庫・掃除機・洗濯機 5点セット	72,800	6	1	1011
電気ポット	5,000	6	1	69
小 計				1081

注 1) 価格は消費税込みで、単位は円。

2) 各品目の月価格の合計金額と小計の金額は、端数処理のため必ずしも一致しない。以下同様。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
冷暖房器具				
電気こたつ（ちゃぶ台）	3,990	8	1	42
小 計				42

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
居間・寝室用家具				
カラー（収納）ボックス	1,580	3	2	88
小 計				88

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
室内装備品				
目覚まし時計	999	8	1	10

照明器具（天井用）	3,990	8	1	42
カーテン	4,000	3	1	111
カーペット	2,000	5	1	33
小 計				196

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
寝具類				
敷き布団（マットレス）	14,990	4	1	312
掛け布団	5,990	4	1	125
タオルケット	1,990	2	1	83
毛布	4,000	3	1	111
シーツ	¥,500	2	2	125
まくら	2,000	3	1	56
布団カバー	1,200	2	1	50
まくらカバー	499	2	1	21
小 計				882

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事雑貨（男性）				

飯茶碗	110	2	2	9
どんぶり	299	2	2	25
マグカップ	399	2	2	33
盛り皿（洋）	299	2	2	25
コップ	199	2	2	17
スプーン	799	5	2	27
フォーク	99	5	2	3
タッパー	300	5	3	15
なべ	1,290	5	1	22
フライパン	1,490	5	1	25
水切りかご・ざる	299	4	1	6
ボール	199	5	1	3
包丁・ナイフ	1,200	5	1	20
まな板	699	5	1	12
たわし・スポンジ	110	1	1	9
しゃもじ	110	5	1	2
ふきん	110	1	2	18
フライ返し	299	5	1	5
はし・菜はし	299	5	3	15

おたま	299	5	1	5
物干しざお	499	5	1	8
くずかご	249	5	1	4
タオル	198	1	5	83
バスタオル	596	1	3	149
電球 60 形	600	8	2	13
蛍光灯 (LED)	5,930	8	2	124
ドライバー	599	15	1	3
バスマット	999	2	1	42
小 計				721

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事雑貨(女性)				
飯茶碗	110	2	2	9
どんぶり	299	2	2	25
マグカップ	399	2	3	50
盛り皿 (洋)	299	2	3	37
コップ	199	2	2	17
スプーン	799	5	2	27

フォーク	99	5	2	3
タッパー	300	5	3	15
水筒	1,200	5	1	20
弁当箱	330	5	1	6
なべ	1,290	5	2	43
フライパン	1,490	5	1	25
水切りかご・ざる	299	4	1	6
ボール	199	5	2	7
包丁・ナイフ	1,200	5	1	20
まな板	699	5	1	12
たわし・スポンジ	110	1	1	9
しゃもじ	110	5	1	2
ふきん	110	1	2	18
フライ返し	299	5	1	5
はし・菜はし	299	5	3	15
おたま	299	5	1	5
物干しざお	499	5	1	8
くずかご	249	5	1	4
タオル	198	1	5	83

バスタオル	596	1	3	149
電球 60 形	600	3	2	33
蛍光灯 (LED)	5,930	8	2	124
ドライバー	599	15	1	3
バスマット	999	2	1	42
洗面器	399	5	1	7
小 計				827

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事用消耗品(男性)				
ポリ袋(市指定)	120	1	0.3	36
ラップ	206	1	1	206
ティッシュペーパー (箱)	437	1	0.2	87
トイレットペーパー	547	1	0.17	93
台所洗剤	217	1	1	217
住宅用洗剤	200	1	1	200
トイレ用洗剤	328	1	0.5	164
洗濯用洗剤	1,144	1	1	1,144

小 計				2,147
-----	--	--	--	-------

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事用消耗品(女性)				
ポリ袋(市指定)	120	1	0.4	48
ラップ	206	1	1	206
ティッシュペーパー (箱)	437	1	0.2	87
トイレットペーパー	547	1	0.25	137
台所洗剤	217	1	1	217
住宅用洗剤	200	1	1	200
トイレ用洗剤	328	1	0.5	164
洗濯用洗剤	1,144	1	1	1,144
小 計				2,203

合計 5,157 円 (男性) 5,319 円 (女性)

(5) 被服および履物の算定

被服および履物についても、2025 年 4 月に再度実施した価格調査の結果を用いて再試算を行った。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
被服・履物(男性)				

背広※	41,272	4	2	1,720
礼服※	43,890	5	1	732
オーバーコート※	19,900	4	1	415
ジャケット※	10,000	4	2	417
チノパン・ジーンズ	8,000	4	3	500
半ズボン	8,000	2	2	667
パーカー	8,800	2	2	733
ワイシャツ	5,000	2	4	833
長袖シャツ	2,990	2	4	498
半袖シャツ	2,990	2	4	498
ポロシャツ	3,990	2	2	333
セーター・カーディガン	3,990	3	2	222
シャツ（合・冬）	1,290	1	4	430
Tシャツ	4,000	2	5	833
ジャージ	8,000	2	2	667
トレーナー	5,000	2	2	417
パンツ・ブリーフ	990	1	5	413
靴※	16,000	2	2	1,333

サンダル	2,000	2	1	83
運動靴・スニーカー	11,000	2	2	917
靴下	390	2	6	98
手袋	500	1	1	42
ネクタイ※	5,000	2	4	833
マフラー	3,000	2	2	250
バンド・ベルト	3,000	2	2	250
小 計				14,132

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
被服・履物（女性）				
フォーマルドレス※	14,300	5	1	238
ワンピース※	2,200	4	2	92
オーバーコート※	6,000	4	2	250
ジャケット※	16,000	4	2	667
スカート	2,200	3	3	183
スラックス	1,296	4	3	81
ジャンパー	1,620	4	1	34
ブラウス	3,000	3	3	250

Tシャツ・ポロシャツ	2,000	2	5	417
長袖・半袖シャツ	3,000	2	5	625
セーター・カーディガン	5,000	2	4	833
スリップ・キャミソール	990	2	5	206
ショーツ	1,000	1	5	417
ブラジャー	3,000	2	5	625
肌着	1,500	1	5	625
パジャマ（夏）	2,500	2	2	208
パジャマ（冬）	2,500	2	2	208
ジャージ	1,000	2	1	42
スウェット	1,500	2	1	63
スリッパ	600	1	1	50
サンダル	2,500	2	2	208
靴・ブーツ※	20,000	2	3	2,500
運動靴・スニーカー	5,000	2	2	417
パンティストッキング	650	1	3	163
ソックス	333	2	10	139

手袋	700	1	1	58
ベルト	2,000	2	2	167
マフラー	1,195	2	2	100
小 計				9,864

クリーニング代：360 円×1.094＝394 円（男性） 450 円×1.094＝492 円（女性）

合計 14,526 円（男性） 10,356 円（女性）

（6）保健医療費の算定

保健医療費の算定は、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」の単身世帯のうち勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出（30 歳未満）、近畿地方の平均」を用いた。

① 男性

合計 1,078 円×1.055（物価上昇率）≒1,137 円

② 女性

合計 2,591 円×1.055（物価上昇率）≒2,733 円

さらに、2025 年 4 月にかけて 6.1%上昇しているため、男性＝1,206 円、女性＝2,898 円となる。

（7）通信・交通費の算定

通信費については、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」の単身世帯のうち、勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出（30 歳未満）、近畿地方の平均」によると、男女の加重平均額は 8,039 円であった。

2018 年 12 月時点での通信費の物価上昇率は、2014（平成 26）年に比べ 1.7%減であることから、年間で 8,039 円×0.983≒7,902 円とした（男女共通）。

さらに、2025 年 4 月にかけて 28.0%減少しているため、5,692 円となる。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
交通用具				

自転車	20,000	2	1	833
小 計				833

交通費については、電車を利用して、北大路駅から職場のある京都駅に通勤しているものとして、通勤定期代として3ヵ月定期31,350円、1か月当たり10,450円とした。¹

合計 16,975円

(8) 教育費の算定
該当せず。

(9) 教養娯楽費の算定
娯楽用耐久財及び教養娯楽用品についても、2025年4月に再度実施した価格調査の結果を用いて再試算を行った。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
教養娯楽用耐久財				
カラーテレビ(24型)	45,200	5	1	753
ノートパソコン	99,800	4	1	2,079
インターネット接続料(機器を含む)				2,233
USB(16G)	1,280	2	1	53
小 計				5,119

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
----	----	------	-----	-----

¹ 一般的に、正規従業員には「通勤手当」が支給される場合が多い。その場合には、通勤定期代は最低生計費に含まれなくなり、通信・交通費からは定期代分が減額される。

教養娯楽用品（男性）				
水着	1,500	2	1	25
文庫本・雑誌	700			700
小 計				725

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
教養娯楽用品（女性）				
水着	4,000	2	1	333
文庫本・雑誌	700			700
小 計				1,033

教養娯楽サービス

さらに、教養娯楽サービスについては、生活実態調査による若年単身世帯の集計結果および合意形成会議の結果にもとづいて算定した。日帰り旅行を、季節ごとに1回と想定した。また、その費用は男性は1回＝5,000円、女性は1回＝10,000円とした。1泊以上の旅行については、地方出身者の故郷への帰省も含めて年2～3回の1泊旅行を想定した。その費用については、男性は年間100,000円（月当たり8,333円）、女性は年間150,000円（月当たり12,500円）とした。

上記の行楽や旅行を除いて、恋人や友人などと一緒にショッピングや映画・観劇・音楽・絵画などの鑑賞を楽しむのを1回2,000円（月に3回）とし、その費用を月6,000円とした。

NHK受信料＝月額1,100円

定額制コンテンツ

コロナ禍以降、動画、音楽、書籍などの定額制コンテンツの利用度が高まっている。合意形成会議での議論をふまえて、月2,670円を計上した。

合計 29,506円

(10) 理美容費の算定

理美容用品及び理美容サービスについても、2025 年 4 月に再度実施した価格調査の結果を用いて再試算を行った。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
理美容用品（男性）				
ヘアドライヤー	4,880	6	1	68
歯ブラシ	200	1	12	200
かみそり	300	1	6	150
洗顔フォーム	500	1	12	500
シャンプー	1,500	1	6	750
リンス・コンディショナー	1,500	1	6	750
ボディーシャンプー	600	1	6	300
化粧水	2,000	1	6	1,000
乳液	1,000	1	6	500
歯磨き	200	1	12	200
小 計				4,418

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
理美容用品（女性）				
ヘアドライヤー	5,500	6	1	76

歯ブラシ	200	1	12	200
かみそり(3本入り)	300	1	4	100
ヘアブラシ	500	3	1	14
洗顔フォーム	500	1	12	500
シャンプー	1,500	1	6	750
リンス・コンディショナ ー	1,500	1	6	750
ボディーシャンプー	600	1	6	300
歯磨き	200	1	12	200
化粧クリーム	2,000	1	12	2,000
化粧水	2,000	1	12	2,000
乳液	1,000	1	12	1,000
ファンデーション	2,000	1	12	2,000
口紅	700	1	12	350
小 計				10,240

理美容サービス：2,000 円×1.094＝2,189 円（男性） 2,667 円×1.094＝2,918 円（女性）

合計（男性） 6,607 円

合計（女性） 13,158 円

（11）身の回り用品の算定

身の回り用品についても、2025 年 4 月に再度実施した価格調査の結果を用いて再試算を行

った。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
身の回り用品(男性)				
傘	800	2	1	33
旅行用かばん	17,600	5	1	293
ショルダーバッグ	3,000	5	1	50
リュックサック	10,000	5	1	167
財布	10,000	5	1	167
腕時計※	10,000	10	1	83
ハンカチ	600	1	5	250
帽子	2,000	1	2	333
小 計				1,377

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
身の回り用品(女性)				
傘	1,990	2	2	215
旅行用かばん	5,480	5	1	97
ショルダーバッグ	3,000	5	2	129
ハンドバッグ	5,000	5	2	96
ショッピングバッグ	110	2	1	15

リュックサック	5,000	5	1	115
財布	10,000	5	1	31
腕時計※	10,000	10	1	25
ネックレス※	1,500	10	2	25
イヤリング・ピアス※	1,500	10	3	63
ハンカチ	800	1	5	208
帽子	3,000	1	2	313
小 計				1,333

合計（男性） 1,377 円

合計（女性） 1,333 円

（12）交際費・その他の算定

生活実態調査の結果から、**年 1 回の結婚式**への参加を想定した。その費用は、衣装代や 2 次会費用などを合せて**男性は年間 40,000 円（月当たり 3,333 円）、女性は年間 45,000 円（月当たり 3,750 円）**かかるものとした。

第 2 に、お中元やお歳暮については、前回同様に**若年単身者の場合には、お中元やお歳暮を贈る習慣がないもの**と判断した。

第 3 に、「見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか」という問いに対しては、約 9 割が贈っていた。合意形成会議での聞き取りも踏まえて、**お見舞い金やせん別、父の日・母の日の贈り物、家族や恋人へのプレゼント等にかかる費用として年間 50,000 円（月当たり 4,167 円）**かかるものと想定した。

第 4 に、住宅関係費として共益費（管理費）は、生活実態調査では賃貸アパート・マンションに居住している人のうち約 5 割が払っていると回答していた。このことから共益費を毎月負担するものとした。その金額は、**4,000 円を共益費**とした。

第 5 に、忘新年会や歓送迎会については、合意形成会議の結果から、**年 3 回とし、1 回 4,000 円（年間 12,000 円、月あたり 1,000 円）**の参加費として算定した。

第 6 に、労働組合費として**月 2,400 円（1 か月賃金の 1%相当）**を想定した。

第 7 に、その他会費として、**年間 3,000 円（月あたり 250 円）**を想定した。

合計 13,000 円

(13) 自由裁量費の算定

合計 6,000 円

表 6

京都市北区在住 25 歳単身世帯最低生計費総括表 月額（円）

区名		京都市北区	
性別		男性	女性
消費支出		205,697	204,986
	食 費	57,944	45,361
	住 居 費	46,875	46,875
	水道・光熱	8,188	9,309
	家具・家事用品	5,157	5,319
	被服・履物	14,526	10,356
	保健医療	1,206	2,898
	交通・通信	16,975	16,975
	教養・娯楽	25,693	31,835
	そ の 他	29,134	36,058
非消費支出		58,005	58,005
予 備 費		20,500	20,400
最低生計費 (月額)	税抜	226,197	225,386
	税込	284,202	283,391
年額（税込）		3,410,426	3,400,697
月 150 時間換算		1,895	1,889
月 173.8 時間換算		1,635	1,631
2025 年最低賃金額		1,058	

（注）消費支出＝食費、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他（理美容費や身の回り用品を含む）の総和、予備費＝消費支出×10%（100 円未満切り捨て）、最低生計費（税抜き）＝消費支出＋予備費

非消費支出の再計算について

・年収設定の改定および各種社会保険の保険料の改定に伴い、2025 年時点での非消費支出（所得税、住民税、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険）の再計算を行った。

1) 所得税

4月分の給与を240,000円とすると、国税庁『令和7(2025)年分 源泉徴収税額表』より、**4,910円**。これにボーナスに対する分(月額1,429円)を加算すると、**6,339円**

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方(府民税=2%、市民税=8%)

住民税が課税される所得金額は以下のよう求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得=330万円÷4×2.8-8万円=2,230,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,230,000円-(485,595円+43万円)=1,314,405円

市民税(税率8%)は、

1,314,405円×8%≒105,152円

府民税(同2%)は、

1,314,405円×2%≒26,288円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、105,100円-2,000円≒103,100円

府民税は、26,200円-500円≒25,700円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,000円
府民税	1,600円

*これらに加えて森林環境税(国税)1,000円が均等割額に加算される

したがって、住民税額(年額)は、103,100円+25,700円+3,000円+1,600円+1,000円=134,400円となり、1か月当たりでは**11,200円**となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%(うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額240,000円では、21,960円が本人負担分

②協会けんぽ(京都)保険料率10.03%(うち労働者分=5.015%)

→標準報酬月額240,000円では、12,036円が本人負担分

③雇用保険料率(失業給付分)=1.45%(うち労働者分=0.55%)

→月収を240,000円とすると、1,320円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、21,960円+12,036円+1,320円=35,316円となり、×12ヶ月分=423,792円となる。

これにボーナス分61,803円を加えると**485,595円**となる(月あたり**40,466円**)。

おわりに—アップデート結果からわかること

今回のアップデートした結果を、前回の 2018 年調査の試算結果と比較してみると、男性＝15.2%、女性＝16.6%（いずれも税・社会保険料抜きの最低生計費）増加している。この 7 年間で賃金が同様に上昇していなければ、暮らし向きは苦しくなっていることを意味する。

表 7 2018 年試算結果と 2025 年アップデート結果の比較

	男性	女性
2018 年生計費試算結果（税等抜）—A	196,190 円	193,140 円
2025 年アップデート結果（税等抜）—B	226,197 円	225,386 円
増加率（B/A）	115.3%	116.7%

ちなみに、この間の京都府における最低賃金額は 20%増で生計費の上昇率を上回っている。だからといって最低賃金の近傍で働く者の生活が安定しているわけではない。最低賃金の引き上げにより所得は増えたかもしれないが、そもそも最賃の水準じたいが普通に暮らせないのだ。アップデートされた最低生計費（税込月額）を中央最賃審議会が用いている月 173.8 時間の所定内労働時間で換算すると、男性＝**1,635 円**、女性＝**1,631 円**となる。現行の最低賃金額＝1,058 円とは大きな差がみられる。さらに、人間らしい労働時間である月 150 労働時間で換算すると、男性で **1,895 円**、女性で **1,889 円**となる。現行の最低賃金額との乖離はさらに広がる。

石破政権は、骨太方針において「2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」としているが、もはや 1,500 円では“低い目標”であると言わざるを得ない。今回のアップデート結果からみれば、「2020 年代に 2,000 円」という目標が妥当となってくる。

さらに、「全国平均」も問題視せねばならない。なぜならば、「生計費は全国どこでもほぼ同水準」であるからだ。表 5 は、京都と同じく 2018 年に調査を実施し、試算結果を 2024 年 5 月時点でアップデートした鹿児島県鹿児島市の最低生計費を示したものである。今回のアップデート結果とあいだに大きな差は認められない。現行の最低賃金は地域別に定められており、現在最大 212 円もの格差が存在する。この最賃格差が都市への人口流入（地方にとっては人口流出）を招いており、京都などの大都市では人口の過密が起こる要因となっている。最低賃金は全国一律制に移行すべきである。

できるだけ速やかに法改正を行い、最低賃金額を先進国として恥ずかしくない水準にまで全国一律で引き上げなければならない。そのための条件として、中小企業に対する支援策を充実が望まれる。

表 8 鹿児島県鹿児島市の最低生計費

自治体名		鹿児島県鹿児島市	
調査年(改定年)		2018(2024)年	
性別		男性	女性
	消費支出	195,100	196,098
	食費	49,878	39,047
	住居費	38,000	38,000
	水道・光熱	8,715	10,366
	家具・家事用品	3,878	4,317
	被服・履物	6,137	7,273
	保健医療	1,210	3,859
	交通・通信	38,974	38,974
	教養・娯楽	26,361	27,327
	その他	21,948	26,935
非消費支出		54,096	54,096
予備費		19,500	19,600
最低生計費 (月額)	税抜	214,600	215,698
	税込	268,696	269,794
年額(税込)		3,224,356	3,237,534

2018年	京都市	
	北区男性	北区女性
消費支出	178,390	175,640
食費	44,441	35,347
家での食事	25,754	21,854
外食・昼食	10,000	5,000
外食・会食	7,400	7,400
廃棄分	1,288	1,093
住居費	41,667	41,667
家賃	40,000	40,000
更新料（自治会費）	1,667	1,667
光熱・水道	7,419	8,434
家具・家事用品	3,836	3,922
家事用耐久財・暖房機器・家具	1,623	1,623
室内装備品	363	363
寝具類	398	398
家事雑貨	547	607
家事用消耗品	905	931
被服・履物	5,921	4,247
被服・履物	5,561	3,797
洗濯代	360	450
保健医療費	1,137	2,733
保健医療費	1,137	2,733
交通・通信	18,612	18,612
交通費（通勤定期）	10,260	10,260
交通用具	450	450
通信費	7,902	7,902
教育	0	0
教養娯楽	27,510	27,531
教養娯楽耐久財	4,988	4,988
書籍	700	700
教養娯楽用品	62	83
日帰り行楽	5,000	5,000
旅行	7,500	7,500
余暇費用	8,000	8,000
定額制コンテンツ	0	0
NHK受信料等	1,260	1,260
理美容費	3,726	7,984
理美容用品	1,726	5,317
理美容サービス	2,000	2,667
身の回り用品	687	896
その他	23,434	24,267
自由裁量費	6,000	6,000
冠婚葬祭費	6,667	7,500
お中元・お歳暮	0	0
プレゼント費用	4,167	4,167
共益費	3,000	3,000
忘年会等	1,250	1,250
その他会費	250	250
組合費	2,100	2,100
非消費支出	49,595	49,595
所得税	5,290	5,290
住民税	8,908	8,908
社会保険料	35,397	35,397
予備費	17,800	17,500
最低生計費	税等抜き月額 196,190	193,140
	税等込み月額 245,785	242,735
	税等込み年額 2,949,420	2,912,820
必要最低賃金額（173.8 時間換算）	1,414	1,397
必要最低賃金額（150 時間換算）	1,639	1,618
最低賃金額（2018年）	882円	

物価変動

物価変動

2025年4月	北区男性	北区女性
消費支出	205,697	204,986
食費	57,944	45,361
家での食事	34,232	28,915
外食・昼食	14,000	7,000
外食・会食	8,000	8,000
廃棄分	1,712	1,446
住居費	46,875	46,875
家賃	45,000	45,000
更新料	1,875	1,875
光熱・水道	8,188	9,309
家具・家事用品	5,157	5,319
家事用耐久財・暖房機器・家具	1,211	1,211
室内装備品	196	196
寝具類	882	882
家事雑貨	721	827
家事用消耗品	2,147	2,203
被服・履物	14,526	10,356
被服・履物	14,132	9,864
洗濯代	394	492
保健医療費	1,206	2,898
保健医療費	1,206	2,898
交通・通信	16,975	16,975
交通費（通勤定期）	10,450	10,450
交通用具	833	833
通信費	5,692	5,692
教育	0	0
教養娯楽	25,693	31,835
教養娯楽耐久財	5,199	5,199
書籍	700	700
教養娯楽用品	25	333
日帰り行楽	1,666	3,333
旅行	8,333	12,500
余暇費用	6,000	6,000
定額制コンテンツ	2,670	2,670
NHK受信料等	1,100	1,100
理美容費	6,607	13,158
理美容用品	4,418	10,240
理美容サービス	2,189	2,918
身の回り用品	1,377	1,333
その他	21,150	21,567
自由裁量費	6,000	6,000
冠婚葬祭費	3,333	3,750
お中元・お歳暮	0	0
プレゼント費用	4,167	4,167
共益費	4,000	4,000
忘年会等	1,000	1,000
その他会費	250	250
組合費	2,400	2,400
非消費支出	58,005	58,005
所得税	6,339	6,339
住民税	11,200	11,200
社会保険料	40,466	40,466
予備費	20,500	20,400
最低生計費	税等抜き月額 226,197	225,386
	税等込み月額 284,202	283,391
	税等込み年額 3,410,426	3,400,697
必要最低賃金額（173.8 時間換算）	1,635	1,631
必要最低賃金額（150 時間換算）	1,895	1,889
最低賃金額（2025年）	1,058円	

ランチ＝700円
飲み会代＝4000円

北大路⇄京都定期代

頻度を減らす
費用を増やす
他の娯楽の充実に伴い、費用を減らす
新規

男性にはコスメ

回数を1回

費用を減らす
月給24万円の1％
年収330万円

京都市北区最低生計費試算調査若年単身世帯総括表

区名	京都市北区	
性別	男性	女性
消費支出	205,697	204,986
食費	57,944	45,361
住居費	46,875	46,875
水道・光熱	8,188	9,309
家具・家事用品	5,157	5,319
被服・履物	14,526	10,356
保健医療	1,206	2,898
交通・通信	16,975	16,975
教養・娯楽	25,693	31,835
その他	29,134	36,058
非消費支出	58,005	58,005
予備費	20,500	20,400
最低生計費（月額）	税抜 226,197	225,386
	税込 284,202	283,391
年額（税込）	3,410,426	3,400,697
月150時間換算	1,895	1,889
月173.8時間換算	1,635	1,631
2025年最低賃金額	1,058	

6606.525 13158.4
1377 1333
21150 21567
29133.52 36058.4

意見発表届

会議名	令和7年度第2回 京都地方最低賃金審議会		
日時	令和7年7月31日(木) 午前9時30分 開会		
会場	京都労働局 6階 大会議室 (京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451)		
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。			
所属	京都生协労働組合		
職氏名	書記長 中嶋 萌		
連絡先	名称	京都生协労働組合	
	所在地	京都市南区吉祥院石原上川原町1-2	
	電話	075-672-6225	
発言要旨	・ 職場訪問をする中で聞いた、若手労働者の声 ・ 京都総評青年部「わたしの家計簿」から見た労働者の実態 ・ 生协労連発行「パート労働者黒書」から、最賃近傍で働く労働者の声		
上記審議会の傍聴希望の有無	☒ 有 ・ ☐ 無 * 「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。		

令和 7 年 7 月 28 日

(届出団体) 京都地方労働組合総評議会

(届出者氏名) 柳生 剛志

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛



2025 年 7 月 31 日

京都地方最低賃金審議会
会長 岩永 昌晃 様

京都生協労働組合
書記長 中嶋 萌

若者・非正規の労働者の実態から考える、 最低賃金 1,900 円の必要性

京都生協で働く若手労働者の声や非正規労働者の実態、そして京都総評青年部の「わたしの家計簿」の調査結果から、現在の京都の最低賃金 1,058 円では憲法第 25 条に掲げられた「健康的で文化的な最低限度の生活」を送ることが困難なことは明白です。最低賃金は単に「生活できるライン」ではなく、「人間らしく生きられるライン」であるべきです。そのために最賃 1,900 円以上へ引き上げることを強く求めます。

1 京都生協で働く若手の声

「お昼代を浮かすために小麦粉を水で溶いて焼いただけのものを昼食に食べている」(26 歳・男性)

「遊びに行くお金を確保するために、その前日の晩御飯は抜いたりする」(25 歳・女性)

京都生協の年齢給(2024 年時点)

- ・ 25 歳年齢給(学歴給 3,000 円+勤続給 4,500 円+住宅手当 15,000 円含む)…254,500 円
- ・ 26 歳年齢給(学歴給 3,000 円+勤続給 6,000 円+住宅手当 15,000 円含む)…258,500 円

2 わたしの家計簿 2 の調査結果から

目的：1 ヶ月間、毎日の支出を家計簿に記録し、自分の時給を意識しながら過ごしてもらう

参加：7 産別 28 名(うち単身 20 名、世帯持ち 8 名)

-
- ① 時給 1,900 円×月 150 時間換算(完全週休 2 日、祝祭日休業、年次有給休暇 20 日完全実施)=285,000
 - ② 税金・社会保険料の算出：社会保険料(40,466 円)+所得税(6,339 円)+住民税(11,200 円)=58,005 円
 - ③ 家賃：45,000 円 京都市北区賃貸マンション(25 m²)に居住想定
 - ④ 水光熱費：9,309 円 京都在住 20 代女性平均(最低生計費調査参照)
 - ⑤ 1 ヶ月に使える金額(介護保険料除く)：①-②-③-④=172,686 円
-

表① 2024 年わたしの家計簿 2

項目	支出合計	食料品	外食費	嗜好品	被服	医療費	理美容費	交通費
平均	174,895	23,891	7,993	14,481	2,050	4,297	9,216	5,229
項目	自動車関係	通信費	教養	娯楽	交際費	保険	貯蓄	その他
平均	14,019	5,124	6,797	2,030	15,537	3,934	5,000	30,306

- ・参加者 28 名のうち、貯蓄ができたのは 3 名
- ・わたかけ参加者の感想「人間は食べて寝るだけの生き物じゃないよな、と感じました。夢をもって生きられるような賃金を勝ち取りたいです。」

3 生協労連『パート労働黒書 No.11』より 最賃近傍で働く非正規労働者の声

P28

属性	女性、50 代
家族構成	3 人家族 自分、夫(ともに非正規)、子ども 1 人
働き方の実態	生協：パート職員
収入の実態	3.5 時間 週 5 日勤務 派遣会社に登録してダブルワーク 時給 1,100 円くらい(派遣先によって異なる)
くらしの実態	夫は、父の個人経営会社に勤めていましたが、仕事が減り、給与ももらえなくなったため転職するよう言っていました。私は、生協のパート以外でも働くことを決め、派遣会社に登録しました。生協が休みの時は、派遣で単発の仕事を見つけ働きにしています。私と同じ派遣会社で夫も働けないかと仕事を探し、長期の仕事があったので、派遣会社に登録し働き始めました。時給制なので、働いた分の給与しかもらえませんが、収入があるという安心感は得られています。
困っていること	私も夫も非正規雇用のため、ボーナスもなく収入が少ないです。車のローン返済もあるので、生活に余裕がなく、老後のお金も貯められません。子どもが私立高校に進学したため、学費+お金がたくさんかって大変です。子どもは卒業したら専門学校に行きたいと言っていますが、お金が無いから進学は難しいと言い聞かせています。でも、本当は好きな所に行かせてあげたいです。
希望・要望	最低賃金が上がると時給も上がりますが、いますぐ 1,500 円 になれば生活にも多少余裕ができると思います。

P6

属性	女性、60 代
家族構成	夫 60 代、自分の 2 人
働き方の実態	1 日 7 時間、週 5 日勤務、社会保険加入 夫も自分も 1 年契約
収入の実態	3.5 時間 週 5 日勤務 派遣会社に登録してダブルワーク 時給 1,100 円くらい(派遣先によって異なる)

くらしの 実態	夫の年金（基礎年金・厚生年金）、自分の厚生年金、夫と自分の給与所得が収入。家が古いのでリフォームが必要となり、リフォームローンを返済中。年金のみの収入になっても返済はつづく。働いている今のうちに少しでも貯えておきたいが、物価が高騰し給料は上がりず生活はますます苦しくなった。日々の食品はできるだけ安いものへと切り替えている。外食はほとんどしない。生活水準はあきらかに下がった。この先は不安しかない。
困って いること	せめて、物価高騰分の消費税を下げてほしい。誰にも恩恵がある。子育て世代への給付は一時しのぎとしか思えないが、その分の負担を高齢者に押し付けるのはやめてほしい。私たちもギリギリの生活をおくっている。 「物価高騰を上回る賃上げ」は大企業の正社員だけのもの？ 非正規は関係ないように思える。政府が本気でそれを考えるなら、最低賃金の大幅引き上げで実現してほしい。
希望・ 要望	最低賃金が上がると時給も上がりますが、いますぐ1,500円になれば生活にも多少余裕ができると思います。

- ・役員を除く雇用者 5,794 万人のうち正規雇用者は 3,630 万人(62.7%)、非正規雇用者は 2,163 万人(37.3%)で約 4 割が非正規雇用者です。また、非正規雇用労働者は 2025 年第 1～第 3 四半期時点で前年同月比 26 万人の増加。(令和 7 年 5 月 13 日『労働力調査』総務省統計局 より)
- ・非正規労働者が年々増えている中で、正規労働者でなくとも非正規でフルタイムもしくはそれに近い時間働いているのならば、少なくとも「人間らしい生活」ができるだけの賃金が保障されるべきであり、時給 1900 円以上を求めるのは、まさにその最低限のラインを実現するためです。

パート労働黒書 No.11

**最低賃金は全国一律
いますぐ 1,500 円以上！
めざせ 1,700 円**



人間らしく働き、暮らすために

正規と非正規の格差解消、均等待遇を前進させよう！

雇用の原則は「均等待遇」と「無期雇用」

2024年1月 全国生協労働組合連合会

働く人々をめぐる実態

1. はじめに

生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行し、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態をあきらかにしています。低すぎる賃金の実態、正規職員との賃金格差、生活できない賃金のためにダブルワークや、トリプルワークをしなければならないなど、多くの課題を浮き彫りにしてきました。生協労連がおこなった「2024 年春闘準備のための生活実感アンケート」では、収入が増えているにも関わらず、生活実感で「かなり苦しい」「やや苦しい」が3年連続で増加しています。収入が増加していてもそれを上回る物価高騰で、実質賃金が顕著に低下し、生活実感の悪化となってあらわれています。また、「非正規」のみの収入で生活している世帯の割合も引きつづき高くなっています。このような中で「切り詰めている費目」は「食費」で、生協に勤めていても、自分の店舗で食料品を購入することができないなどの声もあります。今回の「パート労働黒書」No.11 では、「光熱費や食費の高騰が生活を圧迫している」「収入が年金だけになったら、今よりもっと切り詰めなくてはならない」「お金がないから子どもには進学は難しい」と言い聞かせている」など、生協で働く人々をめぐる実態は、賃金の低さに合わせて、物価高騰の影響を受けてさらに過酷な状況になっています。

2. 働く人々をめぐる家計の状況

現在、非正規労働者は2183万人を超え、非正規率は37.8%（2023年12月前年同月数比較で39万人増加：総務省「労働力調査」）となりました。金融広報中央委員会があらわした金融資産非保有世帯（貯蓄ゼロ世帯）の割合は、30歳代で23.9%、40歳代で26.1%、50歳代で24.4%、60歳代で20.2%と、およそ4世帯に1世帯は貯蓄がない状態です。また、総務省統計局家計調査によると、65歳以上の無職世帯で毎月平均2万円の赤字がでているという結果になっています。日々の生活費以外に老後のケガや病気などの医療費、自宅設備の修理代など、突発的な支出に対応するためにも貯蓄できる賃金に引き上げる必要があります。全国一律の最低賃金と今すぐ1,500円以上は喫緊の課題です。

3. 「パート労働黒書No.11」から見えてきたもの

以下は「パート労働黒書No.11」の概略です。生協や、その関連会社などで働く人からの聞き取りや手記は一部のものですが、これまで以上に多くの課題が見えてきました。異常なまでの物価高騰の中、貧困がますます拡大しています。私たちは誰もが人間として自分らしく生き、働き、将来も不安なく暮らせる社会にするために声を上げていく必要があります。

- ① 現在の物価高騰に給料が追いつかない状況にあること。
- ② 自分の生活だけでなく、家族の生活を支えなければならない実態があること。
- ③ 自分自身も将来不安がある中で、子どもの世代まで希望がない状況がつづく世の中を早く改善させる必要があること。
- ④ ダブルワーク、トリプルワークのため家族との時間が過ごせないこと。

I. 聞き取り編

1. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	自分・夫・子ども 2 人の 4 人家族
働き方の実態	週 5 日勤務 7.5 時間 時給 1,200 円
暮らしの実態	物の値段、ガソリン代や灯油代の値上がりで家計のやりくりが大変。今はなんとかかなっているが、生活が苦しい。
困っていること	1 月は連休があり、給料が少なくて困る。
希望・要求	早く時給 1,500 円にしてほしい。毎年時給が上がっても暮らしは楽にならない。

2. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	夫と自分の 2 人暮らし
働き方の実態	週 5 日、4 時間勤務 ダブルワークで週 5 日、28 時間 時給 930 円
暮らしの実態	夫が 1 年契約（60 代）で仕事をしている。今年の継続は決まったが、来年の契約はどうなるのかわからないので、収入面が心配。今は自分が元気でダブルワークで働いているが、身体を壊したらと考えると不安でたまらない。
希望・要求	時給が上がって、一時金がもらえるととても助かるが。

3. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	4 人暮らし
働き方の実態	1 日 7 時間 時給 1,500 円
暮らしの実態	物価高で貯蓄に回せるお金が減った。老後が心配。
困っていること	人手がなく、突発的な休みが取りづらい。
希望・要求	時給 1,700 円に。正規と同じ処遇をもとめます。一時金制度、退職金制度を導入してほしい。 ダブルワークを認めてほしい。

4. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	4 人家族
働き方の実態	1 日 6 時間、週 5 日勤務 時給 1,125 円
暮らしの実態	物価の上昇が止まる様子がないので、不安な生活を送っています。老いた親の介護にも不安を感じます。
希望・要望	少しでも安心な暮らしを送りたいです。

5. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	自分と子ども 2 人 (30 代)

働き方の実態	ダブルワーク ① 1日8時間 週5日 時給 1,100 円（交通費込み） ② 1日2時間 週4日 時給 1,032 円（時間手当有り）
暮らしの実態	他社正社員で 60 歳定年後、70 歳まで働くつもりだったが、観光業の営業だったためコロナ禍の影響を大きく受け、展望が見えず不安ばかりとなり、60 歳で転職した。 物価高に対して、時給が追いついていないと感じる。県内でも仕事がたくさんある地域ではないため、仕事も選べない状況。
困っていること	収入が増えないため、水道光熱費・食費を切り詰めるしかない。今のところ子どもに頼らずがんばりたいと思っている。
希望・要求	物価上昇、そして仕事内容に見合った時給に引き上げてほしい。

6. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	3 人家族 夫 40 代、子ども 10 代
働き方の実態	10 時 30 分～15 時 45 分 週 4 日 時給 935 円
暮らしの実態	共働きの家族です。大学生の子どもが 1 人いますが、学費などの支払い、他ローンなどもありまだまだ大変で毎月ギリギリの生活を送っています。 現在週 4 日から 5 日に変更して社会保険などに加入しようかどうかを迷ってもありますが、なかなか決断できずにいます。
希望・要望	時給のアップと、配達件数の多さの変更などをもう少し考えてほしいです。

7. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	4 人暮らし 夫、子ども 2 人
働き方の実態	1 日 3 時間 週 5 日 時給 1,000 円
暮らしの実態	収入は変わらない。食費も生活費もすべて値上がったためか、すべての消費が増えている。 自分が自由に使えるお金が無くなりつつある。
希望・要望	シフト制をやめて、自分が働きたい時間帯を選べるようにしてほしい。

8. 70 代

属性	70 代
家族構成	3 人家族 実母 95 歳、弟、自分の 3 人家族
働き方の実態	1 日 4 時間、週 5 日 時給 1,112 円
暮らしの実態	家賃がないので暮らしていけるが、年金だけでは食べていけない。65 歳の定年で契約時間をフルタイムから週 20 時間に変えたが、社会保険に加入できるようになって良かった。食費と光熱費の値上げが大きくて生活が大変。値引き商品を買ったり、衣料品もセール品を買う。余裕がほしい。
希望・要望	時給 1,500 円はすごく魅力。自分が働けるうちに実現させたい。生活に余裕がほしい。大分県に友だちがいるが、最賃が低い。野菜などはこちらより安いと思うが、どこに行くにも車が必要で車検や税金、ガソリン代と経費がかかって大変だと言っていた。最賃を全国一律にすることは必要だと思う。

9. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	夫 60 代、自分の 2 人
働き方の実態	1 日 7 時間、週 5 日勤務、社会保険加入 夫も自分も 1 年契約
暮らし実態の実態	夫の年金（基礎年金・厚生年金）、自分の厚生年金、夫と自分の給与所得が収入。家が古いのでリフォームが必要となり、リフォームローンを返済中。年金のみの収入になっても返済はつづく。働いている今のうちに少しでも貯えておきたいが、物価が高騰し給料は上がりず生活はますます苦しくなった。日々の食品はできるだけ安いものへと切り替えている。外食はほとんどしない。生活水準はあきらかに下がった。この先は不安しかない。
困っていること	せめて年 1 回旅行もしたいが、生活をさらに切り詰めないといけなくなり、悩ましい。この先もある程度まとまった金額で家の修繕費用がかかってくるのが想定されるが、収入が増えることもないだろうし、とにかく節約しかない。お金も心も、すべてに余裕がない。
希望・要求	せめて、物価高騰分の消費税を下げしてほしい。誰にも恩恵がある。子育て世代への給付は一時しのぎとしか思えないが、その分の負担を高齢者に押し付けるのはやめてほしい。私たちもギリギリの生活をおくっている。 「物価高騰を上回る賃上げ」は大企業の正社員だけのもの？非正規は関係ないように思える。政府が本気でそれを考えるなら、最低賃金の大幅引き上げで実現してほしい。

10. 女性—

属性	女性—
家族構成	4 人家族 夫と子ども 2 人
働き方の実態	1 日 3.5 時間、週 4 日勤務 時給 1,150 円

暮らしの実態 困っていること	食費、光熱費、子どもの教育費に出費がかさんでいる。子どもにかかる出費は抑えることができないので、食費と光熱費を抑えるようにしている
希望・要望	時給 1,500 円はとても良いことだと思うが、現実として子どもを育てているうちは扶養をはずせない。子どもの手をはなれたら長く働きたい。それまでに時給 1,500 円が実現していたら良いと思う。

11. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	自分と夫
働き方の実態	1 日 5 時間、週 5 日 時給 1,150 円
暮らしの実態 困っていること	夫は身体が弱く、あまり無理がきかない。 私の給料は、毎月ほぼ変動はないが、多いということではなく、貯えを切り崩して節約に徹する日々を送らざるを得ない。
希望・要望	1 日でも早く、今すぐ 1,500 円と言うものの、自身の人事考課もあり、道のりは困難と思われる。一生懸命働いてはいるが、気持ちが萎えるばかりで、生きている意味って何なのかをいつも考えてしまう。

12. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	夫、子ども（2 人とも社会人）、自分
働き方の実態	週 3～4、1 日 4～7 時間、7 時間は週 1～2 回 扶養の範囲内で勤務
暮らしの実態	家族全員が働いている。今は生活に困っていない。自分も夫も再雇用で時給職。
困っていること	この物価高もあり、これから先年金だけで暮らしていけるのか、先が見えないので不安。働けるうちは働きたい。夫も元気で働きつづけてほしい。

希望・要望	生協は他と比べて待遇は良いと思う。それは労働組合があるから。他で働く友人などの話を聞くと、パートは簡単に時間削減や解雇、雇止めをされている。雇用がきちんと守られる社会になってほしい。
-------	---

13. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	4 人家族
働き方の実態	1 日 3 時間、週 5 日 時給 1,015 円
暮らしの実態 困っていること	収入は変わらない。 人手不足で有休がとれないので身体がそろそろ限界です。
希望・要望	シフト制をやめてほしい。

14. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	5 人家族 夫、子ども 2 人、祖母
働き方の実態	1 日 7.5 時間、週 4 日 時給 1,409 円
暮らしの実態 困っていること	残業が減って収入が減った。物価高騰で生活費を工面するのが大変。
希望・要望	一時金と退職金込みの時給になっているため、一時金と退職金がある制度に変更したいが、今の制度ではできない。老後の生活が不安。

15. 女性 20 代

属性	女性 20 代
家族構成	1 人暮らし
働き方の実態	直近 1 ヶ月では約 115 時間、16 日ほど。 契約は月曜日～木曜日の遅番シフトで同乗パートとして働いている。金・土・日は派遣などでダブルワーク 時給 1,135 円
暮らしの実態	コープの給料だけでは、臨時出費に対応できない。 例えば、忌引きや家庭の事情で休む、怪我や病気をした際にパートやアルバイトは仕事を休むとその分給料が減ってしまう。緊急時に経済面と精神面の両方が苦しくなる。
困っていること	貯蓄ができないため、トリプルワークをしていた時期があり、体調を崩してしまった。無理をしすぎて体調を崩してしまい、給料が減ってしまうという負のスパイラル状態に陥ってしまった。
希望・要望	基本時給を大きく引き上げてほしい。

16. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	子どもと 2 人
働き方の実態	1 日 6 時間、週 5 日 時給 1,075 円
暮らしの実態 困っていること	お盆や年末年始の休みが多いと、翌月の給与が少なくなる。
希望・要望	毎月同じような生活ができるように、時給のアップを要求したい。

17. 男性 30 代

属性	男性 30 代
家族構成	自分、妻、子ども 2 人
働き方の実態	週 4 時間×6 24 時間 配送パートとして半日を 1 回 4 時間の契約 自営業と配送パートを兼業 時給 1,405 円
暮らしの実態 困っていること	自営業のため社会保険がないので、配送パートで勤務。店の光熱費がかなり高くなり、バイトも雇いたいが入件費はかなりの出費。配送パートの給料を店の補填にしている。 子どももまだ小学生なので、これからお金が必要になってくる。妻は自営の店で、年中無休で働いている。
希望・要望	小学生の子どもたちが習い事をしている。小学校 5 年生から中学校 3 年までは手当があり助かっている。高校 3 年まで延長してほしい。 子どもの医療費の窓口負担が、現在 1 人 500 円を 2 回までとなっているが、入院と通院は別カウント。歯科も別となるので、限度額 2,500 円はかかることになる。すべてで 1,000 円にしてほしい。 光熱費の補助制度がほしい。夏は特に空調をつけないと体調を崩すほどの気温になる。 国民年金だと現役引退後に生活に困るのではないかと心配。世の中の物価の値上げを考えると、自分が受給するところには生活の足しにはほぼならない気がするので、国民年金のシステムをもっと見直してほしい。

18. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	夫、子ども 2 人、自分
働き方の実態	1 日 4 時間、週 5 日 時給 1,030 円

暮らしの実態 困っていること	物価高騰により家計が苦しい。
希望・要望	時給のアップと労働時間を増やしてほしい。

19. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	夫、子ども、自分
働き方の実態	1 日 7.5 時間、週 5 日 時給 1,440 円
暮らしの実態 困っていること	時給制のため、月によって変動があること。一時金がないこと。業務内容が毎年しんどくなること。
希望・要望	とにかく貯金がしたい。未来のことを考えて、ゆとりを持ちたい。

20. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	3 人暮らし
働き方の実態	1 日 5 時間 週 5 日 時給 970 円
暮らしの実態 困っていること	昨年より収入が減りました。孫も生まれ、娘が出産で帰ってくるので出費が増えます。夫も 65 歳を過ぎ、給料が下がったのに物価は上昇して困っています。
希望・要望	物価も上がっているのに、その分時給も上げてほしい。パートでも一時金を出してほしい。

21. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	5 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間、週 5 日 時給 1,030 円
暮らしの実態 困っていること	去年の春から時給が上がったので、収入は増えたが、子どもが県外の大学に行く予定なので少しでも貯金ができるように生活しているが、物価が上がり、思うようには貯金ができない。老後、年金も下がり貯金がないと生活していけるか不安。夫も 54 歳なので定年も近く、いつまで働いてもらえるか不安。自分の身体もあちこち痛むのでいつまで働けるか不安。
希望・要望	物価も上がっているので、その分時給も上げてほしい。パートも一時金を出してほしい。

22. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫、子ども、自分
働き方の実態	1 日 5 時間、週 4 日 時給 970 円
暮らしの実態 困っていること	物価の値上がりにより食費やガソリン代が上がり、家計を圧迫している。
希望・要望	労働条件の改善と時給が上がることを希望します。

23. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	4 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間、週 5 日 時給 1,030 円
暮らしの実態 困っていること	労働時間が減ったので、昨年より収入が減っています。子どもにお金がかかっているのも、老後の生活への貯金について不安です。
希望・要望	賃金を上げてほしい。仕事量は増えているのにそれに見合うように給料が上がっていない。

24. —

属性	—
家族構成	1 人暮らし
働き方の実態	週 5 日 9 : 45～17 : 15+残業 時給 1,245 円 （評価により+100 円）
暮らしの実態 困っていること	生協の現状の時給や給料だけでは生活が苦しいです。 通勤用の車を所有していますが、スタッドレスタイヤを購入できず、ノーマルタイヤで通年過ごしています。また、車検時も何とか受けることができましたが、2 年後の車検が心配です。 貯蓄も厳しく現在は評価を取れているため、少し時給が上がりましたが、評価を取らないと時給があがらないのは日々プレッシャーを感じます。外食もほとんどできず、出勤時はお弁当を作り、持参しています。
希望・要望	基本時給を大きく上げてほしいです。一時金もほしいです。

25. 男性 60 代

属性	男性（60 代以上）
家族構成	配偶者・義母との 3 人。
労働時間・日数	ダブルワーク（ときにトリプルワークの時もあり） 生協での仕事が月曜日～土曜日まで週 28.25 時間。7：30～13：15（曜日により変動あり）。 もう一方の仕事は週 16 時間（平均 17 時～21 時）。2 つの仕事の休みがズレるため、一週間休みがないこともある。腰を痛めたことがあるが、通院する時間も取りづらかった。自身でコルセットを買い、今でも予防等のために用いている。 期間によりかなり忙しく時間内で作業が終わらない日がつづくことがある。
時給	900 円
暮らしの実態、困っていること	年末年始の休みなどは嬉しいが、勤務時間が少なくなるため生活費のやりくりにも困る。 2 つの仕事の間が通勤時間を含めると 2 時間ほどしかない曜日がある。妻も仕事をしているため、その間の時間で分担している家事をこなしている。できるだけ休む時間をとっているが、日々が忙しく生活を楽しんだり味わったりする時間が少ないと感じる。ダブルワークをしていると、休みがズレることもあり、1 週間休みがないと身体の疲れが取れにくい。また、家族と過ごす時間が少なくなり、今県外にいる子どもが休暇で帰ってきてても、家族でどこかに行くといったこともしにくい。また、主に妻がしている高齢の義母の世話の手伝いもできない状態である。 休みが多い月は賃金が安く、家のローン等の支払いがキツイ時がある。別の月に貯めておいて当月に当てようとしているが、そもそもの時給が低いため、思うようにならない。電気代を始めとしたさまざまな物価が上がっているため、今でも苦しさを感じるが、今後もっと苦しくなると思われる。
希望・要求	①週休二日の導入。ダブルワークをしていると、どうしても休みのズレは仕方がない面もあるが、その不都合をできるだけ減らすためにも、また、少なくとも半日休める余裕を作るためにも週休二日制はぜひとも導入してほしい。土曜日は 2 時間の勤務であるが、仕事内容を考えると土曜日の仕事は金曜日にできるのではないかとと思われる。 ②人員の増加。週休 2 日の実現や時間内でのオーバーワーク、感染症等での欠勤・有給休暇等を考えると、もう少し人員にゆとり

	が欲しい。 ③時間給を上げる。休みを多くしてもその分賃金が低くなると、また別の仕事を増やさなければならない。また、早朝勤務の方々と重なる時間帯（45 分間）があるにも関わらず（実質はもっと多い）、時間給が低いことには不公平感を感じる。また、カイロやマスクなどの支給品はありがたい反面使いづらい面もあり、その分時給を上げて頂き、自分たちにとって使いやすいものを買えるほうが良いと考える。
--	--

26. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	自分、子ども 2 人の 3 人家族
働き方の実態	パート 週 23 時間契約 時給 929 円+（0 円～60 円） ダブルワークもしている。 一時金年間 2 ヶ月程度
暮らしの実態	パートで働いている。社会保険に加入した。 今は実家で暮らしているので、かなり助けてもらっている。 下の子どもがまだ小さいので、これ以上時間を増やすのが難しい。
困っていること	（限定）正規職員への応募も考えたが、異動もあり子どもが小さいので、あきらめた。 社会保険に加入できて良かった面もあるが、母子家庭での減免措置もあったので、今は保険料負担が増えて生活がキビシイ。
希望・要望	1,500 円になれば、今の時給の約倍近くになる。実家で暮らしているので、家族で生活したいとも思っている。 旅行など連れて行ったことが無いので、旅行にも連れて行きたい。 また、上の子どもが大学も考えているので、奨学金は借りてもらわないといけませんが、少しでも手助けできればと思う。 それに最低賃金が上がれば子どものアルバイト時給も上がるので、子どもにとっても良いことだと思う。

27. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	本人・夫 子ども（高校生 1 名、中学生 2 名）
労働時間・日数	店舗パート 1 日 6 h 1 ヶ月 120 h 社保加入 1 ヶ月の残業時間 10 h ほど（最近はない）
時給	1,045 円（日祝日の割り増し 1 h/200 円あり）
暮らしの実態 困っていること	元々は 1 日 4 h 勤務の扶養範囲で働いていたが、1 年ほど前、夫が自営業（電気設備関係）に転職。子どもの進学と重なったので、事業が軌道に乗るまでの収入面を不安に感じ、自分がもっと収入を増やさないとならないと思い、6 h 勤務の社会保険加入契約に変更した。3 人の子どもたちは自分の扶養に入れた。 働く時間が 2 時間増えたので、その分の収入が増えると思っていたが、増えた分がそのまま社保の支払いになった。手取りが以前より少ない月もあり、愕然。夫の夢（自分で事業をする）は応援したいが、今後の教育費を考えると、夫と自分の収入をあわせても不安が大きい。現実問題として、6 時間のパート勤務では食べていけない。収入の増加は教育費の負担増に追いつかない。節約の次元ではないと感じる。 結局、夫は以前の会社勤めに戻ることを選択した。しかし、これからの生活や教育費の事を考えて、自分の契約時間は変えず、今の働き方を維持する事を決めた。 子どもたちの世話も精一杯したい。身体の負担は大きいですが、今は休んでいる場合ではないと思っている。
希望・要求	子どもを扶養しているのだから、家族手当を正規労働者と同様に適用してくれと労働組合を通じてずっと訴えていたが、実現していない。正規労働者にある制度が、なぜ時給労働者に適用されないのかと思う。 希望休みを都合してくれるなど、周りの理解もあり、仕事自体に大きな不満はないが、もっと制度や処遇を改善してほしい。今は子どもの成長が楽しみ。子どもたちの将来が制限されることなく、好きな進路を選ばせてあげたいと思う。

28. —

属性	—
家族構成	自分、夫、子ども2人、の4人家族
働き方の実態	契約時間は週14時間 現在はエリアも広く、よって担当サポーターも多数いる為、個別対応していると残業することもある。
暮らしの実態 困っていること	扶養内で働いている。子どもは、1人は社会人、もう1人は学生なので、もうしばらく学費の工面は必要。
希望・要望	

29. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	自分、夫、子ども2人、夫の母
働き方の実態	1日5時間 週4日 時給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	物価高、光熱費、ガソリン代の高騰
希望・要望	時給が上がることを希望します。

30. 女性 —

属性	女性 —
家族構成	夫、子ども2人の4人家族
働き方の実態	出勤日数3日週14時間の契約。 以前は1日6時間働いていましたが、最近は定時に退勤でき

	ない忙しい日は他の方に仕事を依頼できる環境になり、ほぼ残業なしで働いています。
暮らしの実態 困っていること	いろいろなものが値上げ、値上げで食費も上がり、子どもも大学生と中学生で学費もかかり、年々出費が増えています。
希望・要望	

31. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	1 日 3.5 時間 週 5 日 時給 1,030 円
暮らしの実態 困っていること	時給が上がったので、昨年よりは収入が増えましたが、物価が上がり、今まで以上のお金が必要になりました。60 代なので後何年働けるか不安なので少しでも収入が得られることを考えていますが、体力の面では不安です。
希望・要望	時給を上げてほしい。同じ仕事をしていても 60 歳を過ぎたら昇給しないので、モチベーションが下がります。

32. 女性 ー

属性	女性 ー
家族構成	自分、子ども 2 人、の 4 人家族
働き方の実態	契約時間は週 16.25 時間 たまに年収の壁を超えそうになるので年末に時間を調整する年があります。その時は業務内容も減らしてもらっています。
暮らしの実態 困っていること	上の子の大学受験、再来年には下の子も大学受験を控えているので、これから出費はかさんでいきそうです。

希望・要望	徐々に時給が上がるのではなく、一気に上がってくれた方が、壁を気にせずに働く事ができると思っています。
-------	--

33. 女性 ―

属性	女性 ―
家族構成	1人暮らし
働き方の実態	物価高になり生活は苦しくなるばかり。扶養家族がいないので、社会保険料、税金も高く、手取りが少ない。生活費は削れる部分は削っているが、食事を1日2回にするときもあるほどです
暮らしの実態 困っていること	将来への不安が大きい。 来年配送方法が変わると時給が200円以上下がる。そのうえ、配送もきつくなるので、働き続けられるのだろうか？ 転職した方がいいのか？
希望・要望	

34. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	2人暮らし
働き方の実態	1日3時間 週5日 時給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	子どもが留学中で、円高の影響が大きく、出費が数十万円単位で増えました。試算と大きくかけ離れたので働き始めましたが、追いついていません。
希望・要望	時給を上げてほしい。

35. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫 子ども 2 人 自分
働き方の実態	1 日 5 時間 週 4 日 時給 1,000 円
暮らしの実態 困っていること	教育費、家の修繕費などにお金がかかり、老後のための資金を貯めたくても貯まらない。
希望・要望	時給が上がることを希望します。一時金の給付。

36. 女性 ー

属性	女性 ー
家族構成	夫、自分、子ども 3 人の 5 人家族
働き方の実態	契約時間は週 30 時間。
暮らしの実態	夫婦共働きなので少しは余裕があります。
困っていること	配送方法が変わるので、時給がかなり下がる。うえに、仕事が重くなる。(個配ばかり) ので体が続くかどうか不安です。 (今までががんばってきたのにどうなるか)
希望・要望	

37. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫 子ども 2 人 自分
働き方の実態	3.5 時間 週 5 日 時給 1,118 円
暮らしの実態 困っていること	夫は大工で自営業。大手建設会社の下請けをしており、単身赴任をしていました。親会社に地元で仕事があると言われて戻ってきましたが 3 ヶ月間仕事が無い状態になりました。共済会の貸付や労金の教育ローンで補填していましたが生活はカツカツです。貯金も崩して生活をつなぎました。次男の大学の学費は給付型奨学金に貸付奨学金を加えて賄っています。長女は発達障害があり、通信制高校へ通学していますが私学同様の学費がかかります。教育ローンを組んだので 70 歳まで返済しなくてはならなくなりました。 次男が大学院へ進学するための資金確保も奨学金でギリギリだし、長女の就職も不安があります。長女が車の免許を取りたいと言うので、この資金調達も頭が痛いです。 夫は 1 棟幾らの契約のため収入が不安定なので、生活は苦しいです。
希望・要望	欠員解消をしてほしいです。欠員のため、朝残業が必至です。物価高騰で生活がカツカツなので、賃上げしてほしいです。返済に追われない生活になりたいです。雇用保険のある契約に戻りたいと思います。

38. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間 週 5 日 時給 1,030 円 他に 1 日 5 時間 週 3 日以内 時給 1,040 円 1 日 3.5 時間 週 3 日以内 時給 1,000 円 のトリプルワーク

暮らしの実態 困っていること	オール電化に切り替え、太陽光パネルと蓄電池設備を設置してローン返済中。ローンを払い終えるまで、夫とともに元気に働きつづけることができるか不安に思っている。
希望・要望	65 歳で時給が下がるとローン返済のために生活の質に影響がある。同じように仕事ができるうちは時給が下がらないことを望む。

39. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	1 日 4 時間 週 4 日 時給 1,000 円
暮らしの実態 困っていること	子どもが私立大学・下宿生活だったので仕送りが必要で貯金できなかった。
希望・要望	子どもが社会人になったので、貯金したい。時給を上げてほしい。

40. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	1 日 5 時間 週 3 日 時給 1,000 円 ダブルワークで 1 日 4 時間 週 3 日以内 時給 950 円
暮らしの実態 困っていること	築 30 年の家のローンが終わったとたんにあちこちガタがきてリフォームを検討中。リフォームのために老後資金を使うか、ローンを組むか、なかなか踏ん切りがつかない。
希望・要望	長く働けて時給も高くなるが見えていれば、安心してリフォームできる。

41. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間 週 5 日 時給 1,000 円
暮らしの実態 困っていること	物価の高騰、1 人暮らしの子どもの大学費用と生活費、高校生の塾、自分の病院代、家の修繕費と出費が多くなってきた。
希望・要望	給料が上がること。物価高騰が終わること。

42. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	4 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間 週 5 日 時給 1,000 円 ダブルワーク 1 日 3 時間以内 週 3 日以内
暮らしの実態 困っていること	子どもの大学進学に伴って生活がすごく苦しくなった。田舎から大学へ行かせるのは想像以上に厳しかった。
希望・要望	賃金をあげてほしい。肉体労働以外の仕事と組み合わせて長い時間で働きたい。

43. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	3 人暮らし
働き方の実態	1 日 4 時間 週 5 日 時給 1,010 円
暮らしの実態 困っていること	子育ては一段落した。義母の介護によって仕事がいつまで続けられるか、自分たちの老後のお金は足りるのか不安。

希望・要望	他県と同じくらいの時給を希望する。
-------	-------------------

44. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	5 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間 週 4 日 時給 1,000 円
暮らしの実態 困っていること	今年になってから病気になって通院しています。年をとってあちこち悪くなり、通院するとお金がかかり、働く時間が短くなって収入も減りました。お金はあった方がいいです。
希望・要望	年金だけではとても生活できないです。元気で働けるうちは年齢に関係なく働きたいです。

45. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	4 人暮らし
働き方の実態	1 日 4 時間 週 4 日 時給 1,200 円
暮らしの実態 困っていること	夫が 3 月末で退職するので年金受給まで期間があり、生活に不安を覚える、義母の通院・介護、実父の長期入院でお金がかかるが、介護などで仕事量を増やすこともできない。
希望・要望	給料があがって、一時金がもらえるようになってほしい。

46. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	1 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間 週 5 日 時給 1,000 円
暮らしの実態 困っていること	夫が亡くなり、年金生活になった。通院と物価高騰で生活が苦しくなっています。
希望・要望	70 才定年なので、体が大丈夫なら働きたい・・・でも不安

47. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	4 人暮らし
働き方の実態	1 日 6 時間 週 5 日 時給 1,460 円
暮らしの実態 困っていること	夫が病気のため、退職して通院中です。家のローンは残っています。収入が減り、支出が増えて不安です。実父 98 才、父の弟 90 才はいつ何があるかわからない年齢です。想定外なことがおきているので自分にも退職金があったら良かったと思うようになりました。
希望・要望	60 才以上でも一時金を要求します。

48. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	5 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間 週 5 日 時給 1,030 円
暮らしの実態 困っていること	子どもの教育費（塾代）の金額が大きく、かなり負担に感じている。収入の増え方より支出の増え方の方が大きく、この先もずっと続くのかと思うと不安になる。 今の 3 時間契約の仕事で大丈夫か、もう少し仕事を増やすな

	どして収入を増やさないといけないかな…
希望・要望	支出が増えたとしても、時給がもっと高ければ、このまま生協で働き続けられます。

49. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間 45 分 週 5 日 時給 1,030 円
暮らしの実態 困っていること	夫と年齢差があり、現在 満額の年金受給を受けながら、夫もパートで働いています。夫が正規の時より収入は減っていて大変です。持ち家のローンは終わっていますが、税金とメンテナンスなどの維持費が負担になっています。この先、健康にも不安を感じる中、収入が年金だけになったら・・・と考えると今よりもっと切り詰めないといけないと感じて不安になります。
希望・要望	2 人とも健康で長く働けて、時給が高くなるとこの不安も少しは小さくなります。

50. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	1 日 3.5 時間 週 5 日 時給 1,000 円
暮らしの実態 困っていること	年金受給年齢がどんどん先になり、動けるうちは、働けるうちは…と働いています。子ども結婚などの大きい支出があり、細々と食費を削りやりくりしています。 今は元気ですが、病気したら…と思うと不安です。
希望・要望	時給を上げてほしいです。一時金もあってほしい。毎年、時給が上がるのがわかっているならば、不安が少なくなり、体に負担の強い出庫作業もがんばれます。

51. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	4 人 夫、子ども 2 人、自分
働き方の実態	7.5 時間×週 4 日 時給 1,409 円
暮らしの実態 困っていること	今年、長女が就職して家にお金を入れてくれるようになったので、気分的には少し楽になりましたが、次女が来春大学生になることもあり、自由にできるお金はありません。余裕のある生活ができるようになるのは、数年後だと考えているし、この先まだまだ物価が上がるかもしれないので、不安は常にあります。 年齢的にもいつまでも病気をせずにいられるとは思っていないし、実際に夫は精神疾患で通院中です。いつ治るのかの見通しも立っていません。 老後の蓄えがありません。できません。給料が上がリません。一時金がありません。体力がいつまで続くか分かりません。特に夏が辛いです。国の政策が国民いじめになっていると思います。
希望・要望	安心して暮らせる収入が必要です。パートの賃金体系が複雑で、職場のなかま同士で不協和音が生じているので、分かり易く統一して欲しいです。正規とパートの格差是正を求めます。

52. 男性 40 代

属性	男性 40 代
家族構成	単身
働き方の実態	7 時間×週 5 日 時給 1,060 円× 5 時間 960 円× 2 時間
暮らしの実態 困っていること	収入面では多少なりとも時給は上がっていますが、物の価格がすべてにおいて上がっており、追いついていかない。 今までは、内科、眼科、歯科等に通っていましたが、それに加えて耳の調子が悪くなり、耳鼻科の通院もはじめました。 （突発性難聴）初期のうちの入院をすすめられましたが、単身世帯であることや、経済的にも厳しく、見送りました。通院で対応していますが、検査と薬で月に 6～7 千円の負担増

	になっています。 人手不足により、定年延長になっていますが、年齢の高い人が増えたり、新しく人を増やすなどがあると長く勤めている人への負担は大きくなっています。(失礼な言い方に聞こえてしまうかも知れませんが) 面倒をみてあげることが多くなります。それが賃金に反映されていません。
希望・要望	やっている「中身」を賃金に反映してほしいです。やってもやらなくても同じ賃金ならば、誰もやらなくなってしまうのではないのでしょうか。

53. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	3 人家族 自分、夫、ともに非正規 子ども 1 人
働き方の実態	生協：パート職員 3.5 時間 週 5 日勤務 時給 1,055 円 派遣会社に登録してダブルワーク 時給 1,100 円くらい（派遣先によって異なる）
収入の実態	昨年に比べて出勤日数が減ったため収入は減りましたが、減った分ダブルワークで補ったため変化なし
暮らしの実態	夫は、父の個人経営会社に勤めていましたが、仕事が減り、給与ももらえなくなったため転職するよう言っていました。 私は、生協のパート以外でも働くことを決め、派遣会社に登録しました。生協が休みの時は、派遣で単発の仕事を見つけ働きにしています。 私と同じ派遣会社で夫も働けないかと仕事を探し、長期の仕事があったので、派遣会社に登録し働き始めました。 時給制なので、働いた分の給与しかもらえませんが、収入があるという安心感は得られています。
困っていること	私も夫も非正規雇用のため、ボーナスもなく収入が少ないです。 車のローン返済もあるので、生活に余裕がなく、老後のお金も貯められません。 子どもが私立高校に進学したため、学費＋お金がたくさんかかって大変です。 子どもは卒業したら専門学校に行きたいと言っていますが、お金が無いから進学は難しいと言い聞かせています。でも、

	本当は好きな所に行かせてあげたいです。
希望・要望	最低賃金が上がると時給も上がりますが、いますぐ 1,500 円になれば生活にも多少余裕ができると思います。

54. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫と 2 人
働き方の実態	生協の非常勤ヘルパーと警備の仕事のダブルワーク。現在は訪問介護の利用者さんの都合によりサービスに入っていない状態のため、警備の仕事がメインになっている。労働時間は 1 日 3 時間以内で週 3 日以下。 時給 警備の仕事 1,300 円 非常勤ヘルパーは 1,400 円＋処遇改善加算。
暮らしの実態 困っていること	30 代で乳がんになり手術でリンパを取ったので、疲れた時に回復までに時間がかかる。そのため普通の人のような時間は働けず、短時間労働しかできない。 自分も夫も定期的な通院と服薬がある。歳をとっていくので、それらが減ることは考えられない。アレルギーの関係で 2 ヶ月に一度もらっている眼科の薬が最も高い。年金受給までにはまだ年数があるため、仕事は続けるしかない。特に非常勤ヘルパーの収入が不安定だし、警備の仕事も今の仕事は 2 ヶ所目で、その前にやっていた警備の仕事も登録を切らずに残してある。友人からは 1 ヶ所に絞ったと言われてたりするが、非正規の仕事は不安定なので複数の収入源を持っていないと不安。1 ヶ所に絞ったらそれがなくなった時に収入がゼロになるリスクがある。 自分も夫もコロナ感染症に罹患して数ヶ月休んだことがある。その時は給料収入がなくなり、自治体から補助金を借りた。何度か借りて、トータルで 200 万円くらい借りている。毎月 1 万円ずつ返済しているが、何年かかるかわからない。生活は楽ではないにも関わらず、返済が免除になるほどの低収入ではないため返し続けるしかない状況。現在住んでいる賃貸マンションが築 50 年以上で老朽化しているため、オーナーが建て替えを計画している。1 年後までに立ち退きを迫

	られていて、立ち退き料が立ち退き後に入るため、一旦引越しにかかる費用を自己負担しなければならない。
希望・要望	何年かおきに立ち退かざるを得ない状況にあつて、何とも住宅状況が悪い。非常勤なので住宅補助は望めないが、歳を取っても年金だけで暮らせる人は少なく、働き続けなければならない人が多い。弱い立場の人のことを自分のこととして考えられる社会であつてほしいと思います。

55. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	2 人暮らし 子どもは独立
働き方の実態	1 日 4 時間 週 5 日 時給 948 円
暮らしの実態 困っていること	夫は 49 歳の時に脳出血で右半身が不自由になり障害者 2 級です。言葉も不自由で高次機能障害があります。会社には病気後、給料は随分下がりましたが契約社員として 60 歳まで勤めました。 現在、夫は 63 歳で障害者年金をもらっています。ハローワークにも行きましたが、定年後の職場を見つけることは困難でした。去年、膀胱癌が見つかり治療のため入退院を繰り返しました。癌が転移してまた入院したら医療費が膨らみ、どれだけかかるのかと思うと怖いのです。車の保険料、車検などの維持費も大きな出費ですが必需品です。私が働けなくなった時のために、今は少しでも貯蓄をしないといけないと思っています。 後 4 年程で私も年金がもらえるようになります。出産まで厚生年金を払っていましたが、その後は扶養の範囲で働いていたため、もらえる年金は今の給料より少なくなるので働き続けられないといけません。身体が続く限り働きたいと思っています。
希望・要望	数十円のベースアップだと、税金や社会保険の支払いや物価高騰で消えてしまいます。今すぐ 1,500 円になってほしいです。

56. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫 50 代 現在は単身赴任中 長男、次男は結婚して別居 現在娘 2 人 (20 代 勤め) と 3 人暮らし
働き方の実態	9 時から 15 時 30 分 週 4 日 時給 945 円
暮らしの実態 困っていること	施設の老朽化に伴い仕事場が移転し、機械が新しくなった事での研修が仕事と並行しておこなわれ、多忙な日が続きました。新しい仕事場は今までより遠くなり、通勤時間も長くなりました。 機械に慣れるころに繁忙期になり、帰る時間が遅くなり道路渋滞も重なり神経を使う日が続いています。 昨年より、社会保険に加入しましたが、手取りが少なくなりここ最近の物価高騰で 3 人暮らしですが、夫が単身赴任中の二重生活なので生活に余裕がなく考えながら買い物をすることが多くなりました。夫も来年再雇用となり、給料が下がるので、もっと大変になるかと不安になります。
希望・要望	娘は介護士として 20 歳から 7 年間同じ所で働いています。家に 2 万円入れてくれて、お弁当持参です。仕事をがんばっているのに給料が少ないと思います。 親としてがんばっている娘に見合った給料がもらえる事を願っています。

57. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	3 人家族 自分と夫 (夫：正規 自分：パート) 子ども 1 人 (大学生)
働き方の実態	パート職員 6.5 時間 週 4 日 時給 1,470 円
暮らしの実態 困っていること	昨年に比べて、私の時給がアップしたため収入が増えました。夫は病気をして残業ができず、収入が減少しました。 住宅ローン、車のローン、大学の学費等のローンの返済が大変。私の時給は多少上がりましたが、夫の給料とボーナスが減ってしまいとても大変です。2 年前の夫が病気で入院したため、その後の通院にもお金がかかっています。 私の収入が増えても、税金が上がっているので、以前と手取

	りがあまり変わらない。今後さらに消費税、物価、税金が上がりつづけたら、生活が破綻するのではないかと思います。年金で生活できるわけがないという不安だけが大きくなっています。
希望・要望	時給を上げてほしい。ボーナス等をパートでも年2回支給してほしい。

II. 手記編

パートの手記 A生協

手取りの少なさに将来が不安

自分は配送センターで働く 40 代の男性で、1 日 5 時間 30 分の契約で週 5 日、時給 1,100 円で働いています。

両親と家族 3 人で暮らしていますが、父母の年金は充分ではなく、かなりの部分を自分が補填している状態です。幸い、酒は飲まず煙草も吸わず、パチンコのような射幸心を煽る趣味にも興味が無いため、無駄な出費はそれほどなく、現在は持ちこたえています。将来への不安は大きいですが、特に、父はかなり毫碌してきており、それに対応する母の補佐も必要なため、多少の貯金はあるものの、今後の暮らし向きへの懸念は尽きません。将来を考えると、両親が死去した後のことも視野に入れるべきなのかもしれませんが、まずは介護を経て無事に看取れるかというところです。

ひとまず、困っていることの筆頭に挙げられるのは、手取りの少なさです。同一労働同一賃金の実現は緊急の課題ですが、それ以前に、1 人の人間がきちんと暮らせるだけの賃金が支払われていないという実感があります。物価の上昇は著しく、驚きを通り越して今や呆れるばかり。商品は量が減るだけでなく、品質も落ち、結果的に生活水準も下降を始めています。徐々に貧困へと落ち込む現状は、まさに茹でガエルの例えを彷彿とさせます。

正直、先行きは不透明で希望は見えませんが、兎にも角にも、老後の不安を少しでも和らげる支援や政策が欲しいです。今はまだ比較的若いので何とでもなりますが、経歴と学歴が重視される日本の社会では、就職氷河期を経験し、祖父母の介護で正規の就職も見合わせざるを得なかった自分のような生き方をした人間は、社会的に極めて不利な立場です。正規に対するこだわりは無いので、パート労働者として生涯を終えても悔いはないですが、それで生きていけなければ意味はありません。現在の日本は、社会の傾向として「やりがい搾取」と「高齢労働者の使い倒し」を顕著に感じます。自分が若い頃は「60 過ぎからの豊かな老後」に想いを馳せたものですが、それも今や叶わぬ夢となりました。今や、力尽きるまで回し車の中で走りつづけるハムスターの気分です。

必要なのは労働環境の改善、そして主権者としての意識でしょう。賃金を上げ、年金を確保し、社会保障の切り捨てを許さず、利権団体と化した政治屋の集団を見極め、横暴を許さない態度を示す事だと思います。個人の力は弱いですが、こうしたことを常に意識して、集団として存在感を示していけるようになれば、少しは今後に希望が持てるように思います。生協は、理念を持つ組織として、これらを率先して進められる立場にいる（はず）ですから、自分が賃金や労働環境と同等か、それ以上に要求したいことは、生協が理念に基づいて

社会的責任を率先して果たす事です。

最後に、現代社会は全ての物事が政治に繋がっています。政治に無関心で生きる事はできません。それを少しでも頭の片隅に置いて、僅かでも社会を良い方向に向けられたら…と、思いを新たにしました。

パートの手記 B生協

老後の生活に漠然とした不安

1日6時間週5日で時給は1,125円で、現在は足りています。

子どもたちもそれぞれ家庭を持って、自分たちの生活をしており、夫婦2人での暮らしとなりました。いよいよ‘老後’,の生活が目前に迫ってきています。

今のところ、2人ともなんとか健康に、仕事もつづけてできていますが、今の収入が完全に無くなってからの生活を思うと漠然とした不安しかありません。現在の生活はおかげさまで不安なくできていますが、将来のためにせめて私が退職となるまでの後3年間少しでも貯蓄に回せるように、安定した生活が送れるように時給アップはぜひともすすめていって欲しいです。

定年になる年齢も、今後延長となっていくのかもしれませんが、65歳以降、果たして同じようにつづけていくことが可能かどうかは少々不安でもあります。その時の状態に合わせた仕事内容なら・・・と思いますが。

そんな都合よくいくとも思えません。

安心して長く働ける環境になることを強く求めたいです。

パートの手記 C生協

1,000円に満たない時給では先行き不安

私は生協に入協して3年の53歳の事務スタッフです。週5日の5時間勤務で時給は974円です。家族構成は現在1人ですが、子どもは2人おり、娘は26歳、既婚で子どもが2人、息子は24歳、既婚で子どもが1人います。

夫と離婚して子どもたちと共同生活する予定でしたが、子どもたちが結婚し現在は1人で自分のみの収入で生活しています。1,000円にも満たない時給では生活が苦しいばかりです。この物価高騰によって家計が圧迫され、生活に大きな打撃を受けています。せめて時給が1,000円以上に上がれば生活は少し楽になります。また、自分自身の体調も思わしくなく、気管支喘息や右手首腱鞘

炎を持っており、右手首腱鞘炎は医師からはなるべく使わないようにと言われて
います。毎月の病院代の支払いも厳しい状況です。コロナ禍で体調を崩すこ
とが多くて大変でした。衰えていく体力とこの時給で生活しなければならない
ことなど先行き不安ばかりです。それでも働かなければ生活ができません。時
給を上げてほしい。切実な願いです。

パートの手記 D生協

ダブルワークをせざるを得なかった

ダブルワークをしています。週5日ですが、1日4時間勤務だったのもう1
つの職場でも働いていました。働きながら、2人の子育てと介護は大変でした。

生協では、宅配センターで商品を組合員に受け渡しをする仕事をしています。
もう一つの職場は、人と話さず、集中力を長く保つことを求められる仕事なので、
生協の仕事で組合員との会話は楽しく、「生協で長い時間働けたらいいな」と
思っていました。義母の介護で大変だった時に気持ちの切り替え方として組合
員から登山することをすすめていただくなど、生協で働いていたからこそ、介護
と子育てを乗り越えてこられたと思っています。

2024年3月で現在の仕事が閉鎖されることになりましたが、施設に入所した
義母の介護費用が必要なため、働かないといけない状況です。義姉も一緒に負担
していますが、それでも大変です。幸いなことに、もう一つの職場がフルタイム
に時間を延長してもらえることになったので 生協は退職することにしました。

生協の仕事はシフト勤務が多く、誰かが休んでもカバーしやすいように1日
3～4時間勤務の人がほとんどでパートが6時間以上働けるのは一部の人にな
っています。20年ほど前に生協がパートの社会保険料を負担しない目的で短時
間勤務を増やしたとも聞きました。そのため、誰もがフルタイムに変更できる環
境になっていません。

生協の仕事が好きだったので、生協で長い契約時間にしてもらえなかったこ
とが残念です。

パートの手記 E 生協

いつまでたっても安定した生活ができない

店舗で勤務して 23 年、63 歳になります。勤務時間は週 5 日×5 時間、時給は 992 円で少しずつベースアップはありますが生活はいつもギリギリです。

身体が不自由な夫と 2 人暮らしです。仕事から帰ったら夫の世話をしています。夫の年金と私のパートの給料で生活をしています。子どもたちはそれぞれ独立しているので、子どもたちの生活もあると思えば中々頼りにくい状況です。

今後の生活のことを考えると不安ばかり…。

いつまで働けるのか、いつまで夫の世話ができるのか、この物価上昇の中でパートの時給は上がらないまま、いつまでたっても安定した生活はできません。

介護と仕事の両立は体力的に経済的に厳しいものがあります。夫を施設に入所させるための貯金もありません。この物価高騰の状況での夫の病院代、日々の生活費、電気代、ガソリン代などの支払いはこのパートの時給では無理です。せめて 1,500 円以上にならないければ生活が立ち行かなくなります。ぜひとも、みんなの声を政府に届けて安心して暮らせる社会であってほしいです。

パートの手記 F 生協

「憲法 25 条」で保障された生活に ～聞き取りからの手記～

パートの Iさんは、半年前に惣菜部に入ってきた 19 歳の女性です。前職の介護の仕事で腰を痛め、長く立っているのが難しいことや、軽いリュウマチで冬の寒い朝はなかなか起きられないこともあり、昼から夕方までの 6 時間契約で働いています。

この間、お昼の休憩時間に一緒にお弁当を食べていると、彼女はこんな話を始めました。

「実はお母さんがガンになって……。胃がんが転移して卵巣ガンを再発しました。入院して治療することになりました。」Iさんは 3 人きょうだいの長女で下に高校 3 年の弟と、小学 2 年の妹がいます。両親は離婚していて父親はいません。母親の入院中は兄弟の面倒をみななくてはなりません。

「それは大変なことになったね。お母さんの仕事はどうなるの？」

「今は休職扱いだけど、治療が長引いたら辞めることになるかもしれません。」Iさんは店長に、今の 6 時間契約を 8 時間に延ばしてもらえないかと相談にいき

ました。少しでも家族の経済状況を改善しようと考えたのです。職場としては覚えもよく、テキパキと仕事のできる I さんの申し出に異論はありません。是非ともがんばって欲しいところです。I さんはこれまで給与から 1 万円は家に入れて残りは自分が使っていました。時給は最賃額の 928 円で 6 時間 1 ヶ月 22 日働いたとして総支給額は 12 万 2 千円です。社会保険料や税金など引かれたあとは、携帯電話の通信料や車の保険料、自動車学校の授業料の分割払いの支払いなどに消えてゆき、残りはわずかです。8 時間契約になったとして、増える手取りは 4 万 1 千円余りです。これで今まで負担していなかった家賃や光熱費や食費をまかなうのは到底無理です。

「お母さんの治療が長引いたらどうしよう・・・ お母さんが失業したらどうしよう・・・」

不安はつのるばかりです。

惣菜の仕事は、他のメンバーと 3 人で午前の作業の片づけをして明日の支度をし、売り場を見ながら揚げ物の追加や巻きずしの追加をします。巻き寿司の機械を洗ったりします。惣菜の作業場は揚げ油が常に熱せられ、焼き物のコンベックも稼働していて、夏はクーラーがついていても暑いです。作業服の下は汗びっしょり、若い娘さんはちょっと敬遠したくなる仕事です。

「時給 928 円は低すぎます。せめて最低でも時給 1,000 円、できれば時給 1,500 円にして欲しい」と I さんは言います。私は彼女にこうアドバイスしています。

「今は仕事を覚えて、なくてはならない人になりなさい。いずれはリーダーになれるように、リーダーの仕事をよくみて覚え、リーダーの指示に従ってがんばるのよ。リーダーになったら時給も上がるからね」と。I さんは素直にうなずきます。しかし退職金もない、扶養手当も住宅手当もないパートです。正規とは愕然たる差があります。8 時間働いても「フルタイムパート」という名でくくられるパートの立場です。パートを安くて便利な雇用の調整弁だと思わないでください。一家の大黒柱が 1 日 8 時間働いたらその給与で食べていける賃金がほしい。最低賃金の引き上げを強く望みます。I さんの事例は、決して特異なことではありません。どこの家庭でも起こりえる事です。

最低賃金が 1,000 円になれば、一日 8 時間、月 22 日働いたとして月に 176,000 円、年収で 2,112,000 円になります。いわゆる年収 200 万円以下のワーキングプアの状態からは脱することができますし、時給 1,500 円になれば月額 264,000 円、月収 316 万円となり、安定した生活を送る事ができます。一日 8 時間働けば、憲法 25 条で明記されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことを保障するのは、当然のことだと強く思います。

パートの手記 G 生協

我慢の日々も限界です

私は問合せの電話オペレーターをしています。オペレーターには、注文を受ける者と問合せを受ける者の2種類のオペレーターがいます。私は2年間注文のオペレーターを経験して、問合せへの異動の声がかかりました。時給も20円上がるため、異動して1年が経ちました。組合員さんからの問合せには、スムーズにできる案件もありますが、無理難題、重大クレームとなると頭からつま先まで汗をかき、震えがとまらない事もあります。本当に大変な仕事です。10時30分から19時まで勤務しており、家に帰るのはたいてい20時頃になります。帰ると本当にクタクタです。正直、手取り20~30万円あれば苦にもならないと思いますが、今の私の給料は時給990円で、支給総額は16~17万円あっても、税金等を引かれたら手取りは月14~15万円です。私は、頂く給料をはるかに上回る仕事をしていると思います。

その手取り額から家賃3万円、光熱費2~3万円、食費は母と2人で3万円、保険代2万円、電話代2人で2万円、ガソリン代1万~2万円などを合計すると支出が13万~15万円で貯金は全くできません。去年は、車が故障して修理代に9万円かかり、母から借金しました。そんな状況を知ってか、母は私が帰るまで電気をつける事もなく、暗闇でエアコンもつけずに過ごしているようです。食費も値上がりが凄いのので、食べたいものとか当たり前の値段では買えません。半額を狙って買い物をする自分が、情けなくなる事もあります。ガソリン代も値上がりしているので、以前は母を休みの日にドライブがてら連れ出していましたが、今はそれもできません。「何か良い事ないかな~?」が母の口ぐせになってきています。値上げラッシュが凄いです。それを解決するには、時給は最低でも1,500円は必要です。1,000円とか言っていられません。家計は火の車、毎日が不安で、生活のためにきつい仕事をがんばるしかないのです。贅沢したいとも、しようとも思いません。不安のない、安心して暮らせる普通の暮らしがしたいだけです。車も高級な車に乗りたいとか思いませんし、普通の軽自動車でもいいです。今の私の車は、エアコンの働きの悪い軽自動車です。人を乗せてあげることも恥ずかしくてできません。どうかお願いします。情けない、明日のない、目の前に借金地獄が迫っている生活から解放され、普通の暮らしをさせて下さい。

非正規労働者であっても健康で文化的な普通の暮らしを営めるよう、時給1,500円をよろしくお願い致します。

パートの手記 H 生協

節約していても生活が苦しい

私は4人家族です。

2年前に大学を卒業して働きだした長女、大学生の長男、公務員の夫、そして私の4人です。私はパートで週14時間働いています。文庫のボランティアもしているので、時間的にも体力的にもギリギリです。息子は大学の近くで一人暮らしをしています。コロナ禍の中での入学でしたので、いろいろと考えた末、アルバイトはしていません。長女は昨年12月から急に関東地方へ転勤となり、生活費は別々になってしまいました。どんどん物の値段が上がった時期と重なり、食費、電気代など生活費は、同居する家族が1人減ったにもかかわらず、さほど変わりません。また、初めての1人暮らしなので、時々様子を見に行きたいと思うのですが、遠すぎて時間的にも金銭的にも難しい状況です。長女の様子が気がかりなのですが、どうにもなりません。それに加えて、長男の大学の授業料が2023年度春学期分だけで4万円も値上がりしました。目を疑いました。

厳しい話は続くもので、7月には職場で正規職員が一人減り、その分、パートへの負担が増えました。残業はすると言われるし、今までも精一杯やってきたのに、さらに忙しくなり、もう限界です。それに加えて、年5日の有給休暇を取らなければならない、いつだったら休んでも大丈夫なのかだけを考えて休んでいるのが現状で、本当に休みたい日に有給休暇を取ることができていません。ガソリン代、電車賃も次々と値上がりして、皆、普段からイライラしています。

ボランティアも、高齢で引退する人、病気やケガで入院する人が相次ぎ、人材不足が深刻です。長女がよく手伝ってくれていましたが、転勤でいなくなったことから、それもなく、時間的、体力的に益々厳しくなっています。節約をしているにもかかわらず、経済的にも正直、苦しいです。両親の時代は60歳で定年退職をすれば、その後の生活ができましたが、今は70歳を過ぎても働かないと、生活ができそうにありません。60歳からもらえてと思っていた年金も、65歳からになるなど、このままでは、何歳になったら年金をもらえるかわかりません。私が65歳になったときには、どのようになっているのだろうか考えると不安です。

パートで働き始めた頃は、「60歳まではがんばろう」と思っていたのですが、話が変わってしまいました。一体、何歳まで働かなければならないのでしょうか。それまで体が持つのだろうか、不安しかありません。普通にまじめに生きてきて、特に贅沢をしたわけではありません。子ども2人を大学に通わせただけで、ここまで生活が苦しくなるとは思いませんでした。

テレビのニュースで正月、夏休みに海外旅行に行く人を見ると不思議に思います。人生 100 年時代といわれますが、健康で幸せに長生きできるならいいけども、働きづめて、毎日、しんどい思いをするのなら、100 年もいないと思います。もう少し時間に余裕がほしいです。有給休暇をもっと取って、両親の様子を見に行きたいです。本当ならできていると思うことができないでいます。

有給休暇は年 5 日取るので精一杯で、毎年、かなりの日数が消滅していつていきます。これが現実です。これは私だけではありません。他の人も、皆、同じような状態です。本来、年休は与えられた日数全てを消化できなければならないのに、年 5 日しか取らせてもらえていないのが実態です。これで、法律を守ったことになるのでしょうか。かつて、学校で、「憲法には、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると定められている」と教わりました。現実には、それとはかけ離れた生活をしていると感じています。週 14 時間の労働時間では、職場の健康診断を受けることができません。

どこを向いても不安だらけの世の中で、働いても、働いても、生活が楽になりません。このような状態で、長男、長女の世代が明るい希望を持てるようになるのでしょうか。少子化対策を本気で考えるのであれば、今のままの日本のあり方ではダメだと思います。自分ひとりが生活していくことで精一杯の状態では、結婚して子どもを育てようという気持ちにはなれないと思います。

今、少子化が社会問題となっていますが、その大きな原因は労働に関する問題や社会保障に関する問題であると思います。

生協労連（全国生協労働組合連合会）2024.01

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-9 南部ビル 3F

電話 03-3408-0067 fax 03-3408-8955 Email QYG03057@nifty.com

意見発表届

会議名	令和7年度第2回 京都地方最低賃金審議会		
日時	令和7年7月31日(木) 午前9時30分 開会		
会場	京都労働局 6階 大会議室 (京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451)		
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。			
所属	ユニオンネットワーク・京都		
職氏名	事務局長 服部 恭子		
連絡先	名称	ユニオンネットワーク・京都	
	所在地	〒601-8015 京都府京都市南区東九条上御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F	
	電話	TEL 075-691-6191 FAX 075-691-6145	
発言要旨	① 均等待遇への道を開くために最低賃金の大幅引き上げが必要。 ② 最低賃金直ちに1500円、さらに2000円を目指そう。 ③ 全国どこでも同じ最低賃金を ④ 物価に負けない最低賃金の早期引き上げを ⑤ 審議会の公開性を高めよう。 ⑥ 判断材料として国際水準を加えよう。		
上記審議会の傍聴希望の有無	☒ 有 ・ 無 * 「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。		

令和7年7月29日

(届出団体) ユニオンネットワーク・京都
 (届出者氏名) 服部 恭子

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛



2025 年 7 月 29 日

京都地方最低賃金審議会 御中

ユニオンネットワーク・京都
事務局 服部 恭子
連絡先 〒 601 - 8015
京都府京都市南区東九条上御霊町 64-1
アンビシャス梅垣ビル1F
TEL 075-691-6191
FAX 075-691-6145

意見陳述書

1 最低賃金の大幅引き上げで均等待遇への道を開くよう求める。

最低賃金近傍の時給（時間単価）で働く労働者が増えています。

労働者の内部でも低賃金労働者と相対的に賃金の高い労働者の格差が広がっています。

別紙のグラフを見てもわかるように、低賃金の非正規雇用労働者の増加と共に、正社員（一般労働者）の中でも最低賃金近傍（地方最賃×1.15）の労働者が増加しています。その一部は、おそらくは“フルタイムパート”という矛盾した名称の有期雇用労働者が無期転換したものの“賃金労働条件は従前どおり”の低賃金に置かれているものと推察します。

その他にも最低賃金で働いている正社員が増えています。最近の労働相談の事例で、完全に最低賃金 1058 円で計算されていたケースがありました。基本給 170,000 円＋固定残業代(40 時間分)52,934 円＋固定深夜手当(40 時間分)10,587 円＋調整給 9,977 円＋通勤手当 10,000 円＝253,498 円というものです。40 時間を超えた残業や深夜労働、休日割増は別途支払われており、相当な長時間労働で結局は退職することになりましたが、この労働者の平均的な賃金総額（額面）は 35 万円程度でした。35 万円程度の収入を法定労働時間内で稼ごうと思えば、時間単価は 2,000 円以上必要です。

2025 年京都府の高卒初任給平均は 170,800 円で、最低賃金ベースです。定期昇給制度の無い職場も少なくありません。会社の経営によっては何年働いても最賃近傍です。また定年後の再雇用（雇用延長）で働く労働者の多くが定年前の賃金よりも大幅に減少して最賃近傍になっているケースが多くみられます。

同じ（価値の）仕事をしているのに賃金の大きな差があることは同一労働同一賃金に反する不合理な状況です。早急に是正して仕事に見合った、まっとうな賃金にすべきです。それは人手不足、人材難に苦しむ中小企業にとっても必要なことです。大幅な賃金引き上げを実現するための施策が求められています。

最低賃金の大幅引き上げによって正規・非正規の格差を縮め、均等待遇の実現に歩を進めるべきだと考えます。

2 最低賃金を直ちに時間額 1,500 円以上とし、2,000 円をめざすことを求める。

最低賃金の水準が低すぎます。非正規雇用労働者が増加し、労働人生の多くの期間を非正

規雇用で働く労働者、世帯を支える非正規の労働者も増えています。低賃金は将来の年金受給額にも影響する大問題です。「非正規雇用」はもはや“補助的な労働”や“小遣い稼ぎ”ではありません。実質賃金が長期間マイナスとなっているように物価高騰にも追いついていません。現在、京都府の最低賃金は 1,058 円ですが、この最低賃金で年間 2000 時間働いても 211.6 万円の年収です。月額で 17.6 万円です。最低賃金が 1,500 円になれば、年収は 300 万円（月額 25 万円）となります。アメリカの“Fight for 15\$”運動がストライキを含めて広がったのは 2012 年頃だったと思います。2015 年には世界同時アクションが取り組まれ、私たちも最低賃金 1,500 円を求めて参加したことを覚えています。アメリカではすでに何年も前にいくつもの州や市で 15\$ の最低賃金の実現しています。日本でなぜ 1,500 円が実現していないのでしょうか。早期に最低賃金 1,500 円を実現すべきです。さらに、ILO が示すように「労働者とその家族の必要」を満たす水準へと引き上げを行うべきです。

3. 全国どこでも同じ最低賃金にすることを求める。

昨年、地方最賃審議では徳島ショックとも呼ばれた 84 円の引き上げをはじめ、各地で目安を大幅に上回る引き上げが行われました。各地の賃金水準に大きく影響する最低賃金は、地方から都市部への人口流出、地方の過疎化の大きな要因です。また、日本郵便や大手スーパー、コンビニエンスストア、居酒屋チェーン、衣料チェーンなど同じ資本系列で同じ就業規則、同じマニュアルで働いている多くの非正規雇用労働者が異なる賃金で働くことにも合理性はありません。同一労働同一賃金の原則に反した差別としか言いようがありません。全国一律の最低賃金を早期に実現すべきです。

4. 物価高に負けない最低賃金の引き上げを早期に実行することを求める。

かねてより、最低賃金の再改定（年 2 回以上）を求めてきました。物価の急騰が労働者の生活を圧迫しているからです。半年前のデーターに基づく 10 月からの改定では、物価の上昇に追いつきません。半年のタイムラグは生活を破壊し続けています。審議会を何度も開催することが困難なら、物価上昇に合わせた自動改定の仕組みを導入すべきです。

最新の京都市の消費者物価指数を見ると、総合では 5 年前と比べて 112.3 ですが食品では 125.6 です。5 年前の最低賃金で計算すると $909 \text{ 円} \times 1.123 = 1,142 \text{ 円}$ になります。参院選挙では物価対策で「給付か減税か」という論争が展開されていましたが、物価をどうやって下げるのか、安定させるのか、の政策は見えませんでした。多少の手取りが増えること以上に今後の物価が安定することの方が生活者にとって、とりわけ低賃金で日々やりくりし汲々としている労働者にとって、より大きな安心材料です。しかし、現状はそれ以前の問題です。実質賃金が削られ続け、低賃金労働者にとって最大の支出である食料品と光熱費が円安や気候変動で値上がりし続ける現状では、まず最低賃金の大幅引き上げが今日を生き延びるための待ったなしの課題です。

特に危険な暑さに見舞われている京都ではエアコン代の節約のために熱中症の危険にさらされています。命に係わる問題です。

今年度、今後の物価動向予測を踏まえ、また昨年までの最低賃金引き上げと物価上昇の差を埋め合わせるために消費者物価の基礎的支出を超える大幅な引き上げを求めます。

5. 審議の全面公開と議事録の早期（1 週間程度）公開を求める。

最低賃金への感心と注目は年々強まっています。京都の審議会でどのような議論・検討が行われたのか、議事要旨からはうかがい知ることができません。詳細な議事録の早期開示をお願いします。また、審議会の全面公開をすることで、多くの人が審議の内容を知り、最低賃金の意義を理解し、意見を持つことができます。平日昼間、仕事を休んで審議会の傍聴ができない労働者も、ネット上で議事録を読むことはできます。最低賃金の決定過程を一部の閉ざされた委員の議論でなく、その影響を大きく受ける労働者に広く公開すべきです。意見書などを提出するにも、議事録を見ないで意見表明することは困難を伴います。事務局の大きな負担になるかも知れませんが、審議の公開と詳細な議事録を1週間程度で公開するように強く求めます。

6. 答申の判断材料に国際的な水準を加えることを求める。

今年は万博の影響もあって、例年以上にインバウンドの観光客が目立ちます。多くの外国人観光客にとっては「日本は安い」のが実感です。

外国人労働者の中では日本は賃金が低すぎて韓国や他の国へのシフトが起きています。日本でも、地方ではなく、東京や大阪で働くことを希望する人が増えています。人やモノ、情報がボーダレスになっている中で、日本の最低賃金はOECD諸国の中でも下位にあり、取り残されているのが実情です。

最低賃金の改定を審議する際に、国際比較も重要な要素として検討すべきです。

以上の通り1～6まで述べてきましたが、これらを実現するために中小企業支援の強力な政策が必要だと思います。

消費者物価指数以上に企業の物価指数は上がり続けていることは理解しています。原材料費、物流コスト、エネルギーコストに加えて円安が大きな打撃にもなっていることは、今年の春闘の交渉でも聞かされてきました。中小企業における賃金引き上げ交渉は本当に苦戦しています。物価高倒産や人手不足倒産の危機感も深まっています。

このような状況だからこそ、最低賃金の大幅引き上げは絶対に必要です。「こうすればできる」という解決方法を、知恵をあつめて実現することが求められています。

そうしなければ、支払い能力の弱い企業には優秀な人材が集まらず、それどころか慢性的な人手不足と過重労働によって労働者が転職することになります。

働き方改革で2024年問題と呼ばれた職種では賃金が上がらないために手取りが減って、違法でもいいから残業しないと生活できないという労働者の声もあります。深刻な過労病死やワークライフバランスを求める声から実現してきた「働き方改革」をなし崩しにするようなことがあってはなりません。現実には法律違反の長時間労働が無くなっているわけではありません。貧困に苦しむ多くの労働者の存在を直視し、「貧困をなくす」ことを社会的な合意としなければ、社会の荒廃がどんどん進みます。

せめて「法定労働時間働けば、ぜいたくはできなくてもまともな人間らしい暮らしができる」という水準を最低賃金制度は実現しなければならないと考えます。

「普通に働いて普通の人間らしい暮らし、持続可能な生活が営める」この当たり前の社会を実現するために最低賃金制度の果たしうる役割は極めて大きいと考えます。

以 上

賃金分布に関する資料

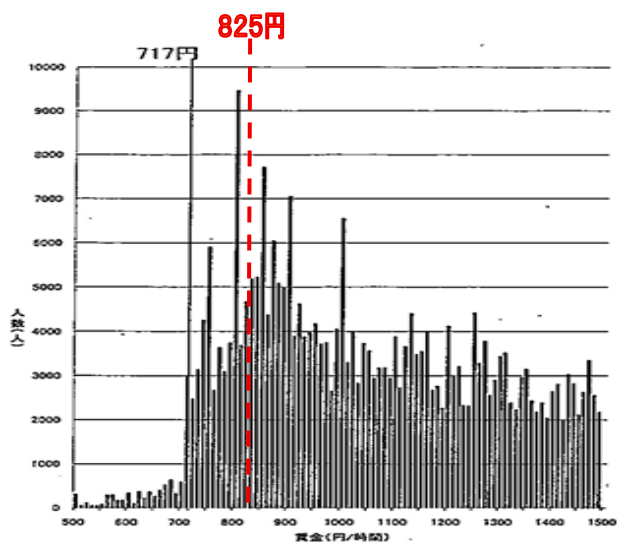
一般・短時間労働者計

2009 年（平成 21 年）

最賃近傍 最賃×1.15 未満

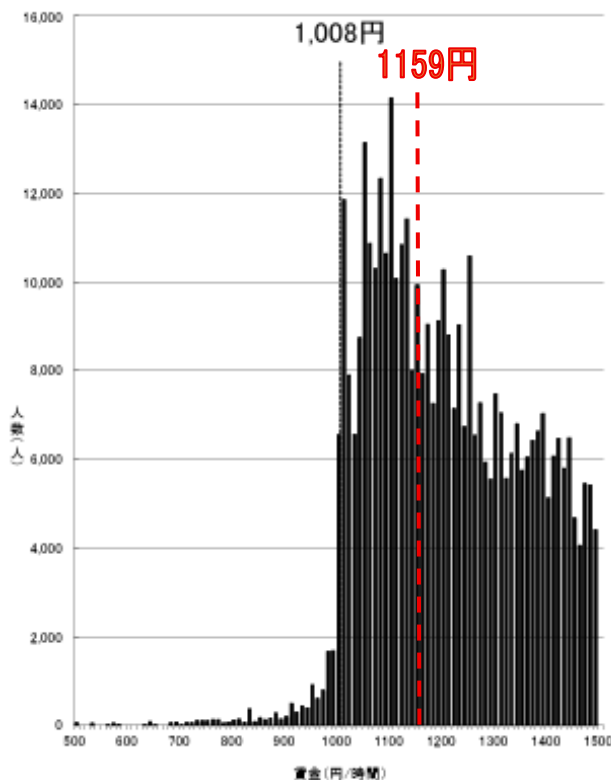
$717 \times 1.15 = 825$ 円

$1008 \times 1.15 = 1159$ 円



資料出所：厚生労働省「平成21年賃金構造基本統計調査特別集計」

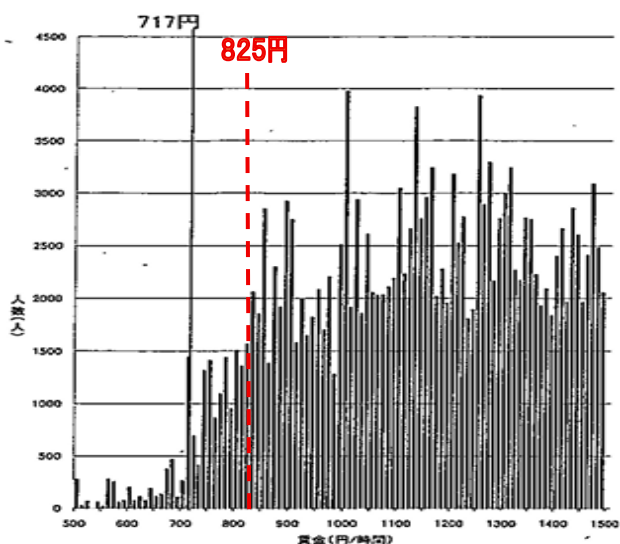
2024 年（令和 6 年）



資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

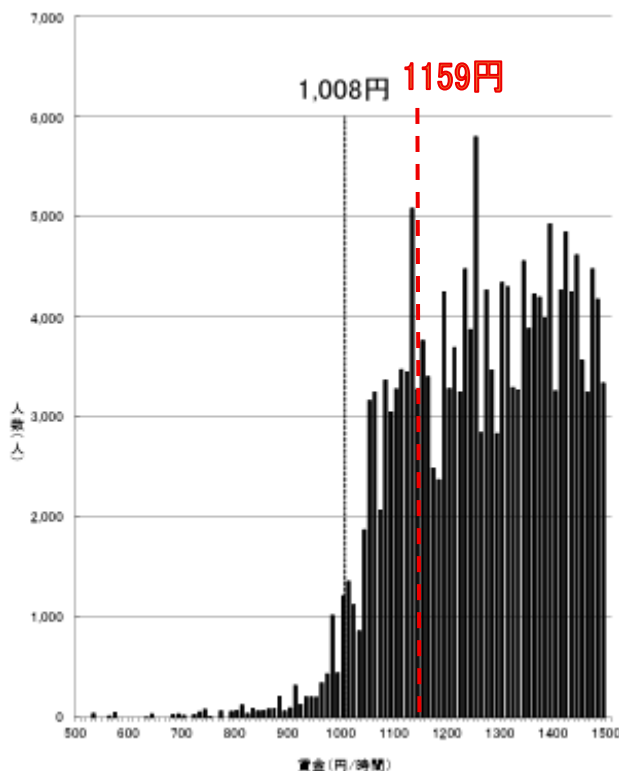
一般労働者

2009 年（平成 21 年）



資料出所：厚生労働省「平成21年賃金構造基本統計調査特別集計」

2024 年（令和 6 年）

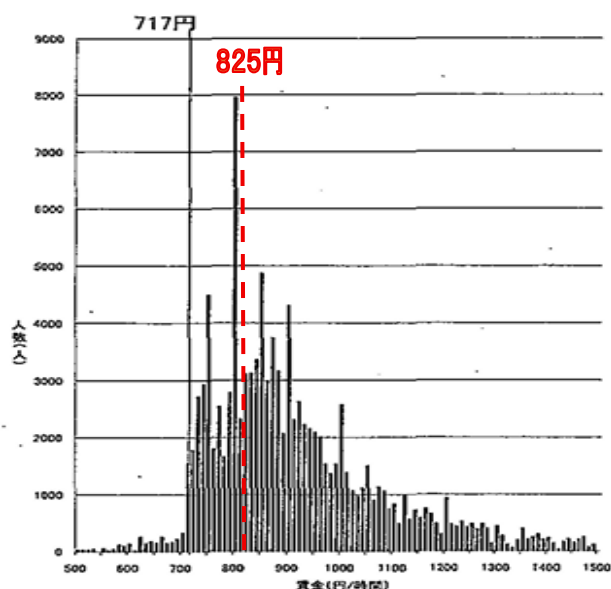


資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

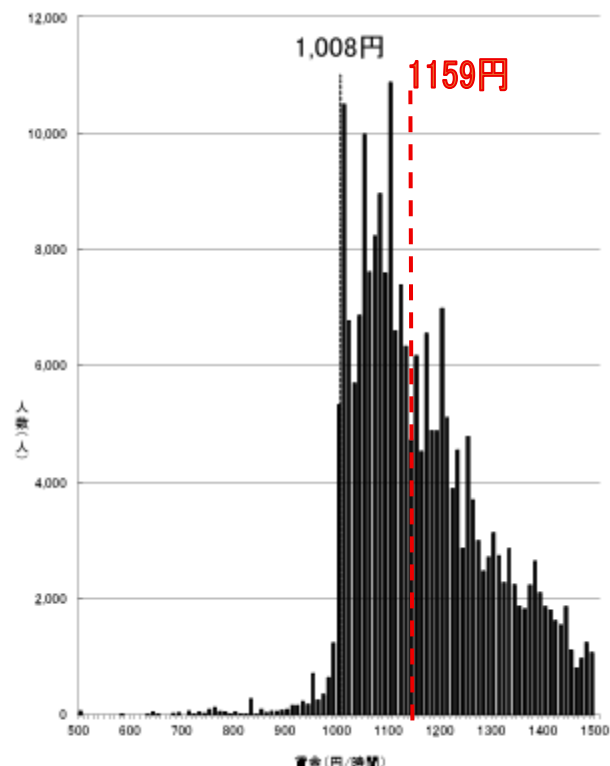
短時間労働者

2009 年（平成 21 年）

2024 年（令和 6 年）



資料出所：厚生労働省「平成21年賃金構造基本統計調査特別集計」



資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

最低賃金は非正規雇用だけの問題ではない

グラフの上限が 1,500 円で切られているので、「一般労働者」については 1,500 円以上の人数がかなりあると考えられるが、2009 年と 2024 年を比べると、この 15 年間で最低賃金近傍の労働者が 2～3 倍に増えていることがわかる。グラフの範囲で最も多い額は 1250 円あたり、2 番目のピークが 1100 円あたりとなっている。

1250 円で月給にすると 21 万円超程度、1100 円あたりは高卒初任給に近い 19 万円
「短時間労働者」のグラフでも 2009 年では最賃近傍の数は全体の 5 分の 1 程度だが、2024 年では 3 分の 1 以上が最賃近傍に含まれている。

最低賃金そのものの時給（1,008 円か 1010 円）も二番目のピークを作っている。最も多いのは 1,100 円、第 3 位は 1050 円となっている。

最低賃金の問題では、中小企業と非正規労働者の課題であるという認識が一般に多いが、現状では大きな間違いと言わざるを得ない。

正社員で最賃近傍の労働者も増えているし、なにより低賃金の非正規雇用労働者を大量に雇っているのは大企業である。（次頁の表）

非正規雇用労働者は大企業に多い

イオン 26.5万人
日本郵政 14.2万人
トヨタ自動車 9.5万人
セブン&アイHD 8.3万人
ゼンショーHD 5.6万人
ファーストリテイリング 5.4万人
住友電気工業 4.6万人
スズキ 4.5万人
伊藤忠商事 4.5万人
パンパシフィック(ドンキホーテなど) 4.3万人

NTT 4.3万人
SG HD(佐川急便) 4.2万人
KDDI 3.7万人
スカイラークHD 3.6万人
住友商事 3万人

**名だたる企業の利益の源泉が
低賃金の非正規労働者**

飲食チェーン、学習塾、100均
チェーン、衣料品販売…なども

最低賃金は中小企業だけの課題ではない！

京都労働局長 様

2025 年 7 月 22 日

最低賃金時給 1,700 円以上への引き上げと 中小企業支援策の抜本改善を求める請願

(請願事項)

- 1、京都府最低賃金を時間額 1,700 円以上に引き上げること。
- 2、中小企業支援について、「令和 6 年度 京都府最低賃金の改正決定について（答申）」を踏まえて直接的な支援策の創設と大幅な予算増額を行うことを本省に上申すること。
- 3、最低賃金法を改正し、全国一律制とするよう本省に上申すること。

8048 筆

京都地方労働組合総評議会(京都総評)

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都 5 階 電話 075-801-2308 FAX 075-812-4149

京都労働局長 様

2025 年 7 月 28 日

最低賃金時給 1,700 円以上への引き上げと 中小企業支援策の抜本改善を求める請願

(請願事項)

- 1、京都府最低賃金を時間額 1,700 円以上に引き上げること。
- 2、中小企業支援について、「令和 6 年度 京都府最低賃金の改正決定について（答申）」を踏まえて直接的な支援策の創設と大幅な予算増額を行うことを本省に上申すること。
- 3、最低賃金法を改正し、全国一律制とするよう本省に上申すること。

2.174 筆
内 web 794 筆

京都地方労働組合総評議会(京都総評)

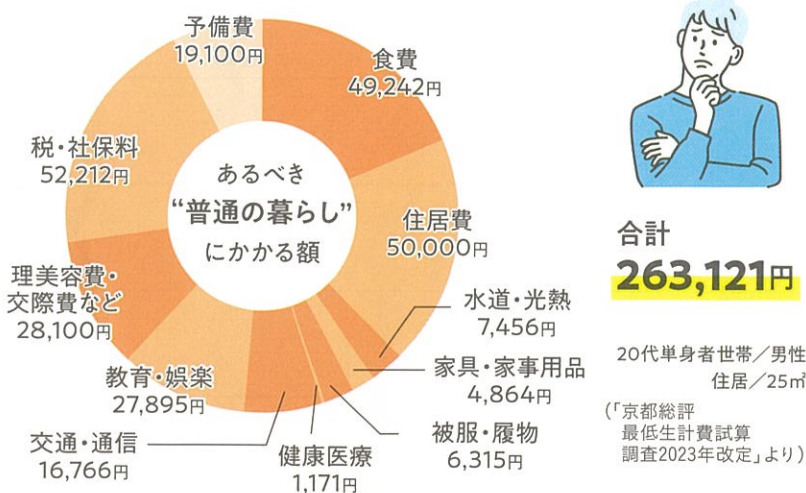
京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都 5 階 電話 075-801-2308 FAX 075-812-4149

今こそ、最低賃金 時給1700円が 必要です

物価高騰や各種税金の値上げの影響を受け、「健康で文化的な生活」を送るには今の最低賃金では低すぎます。最低賃金の引き上げによって初任給があがっています。この流れをすべての労働者のベースアップにつなげましょう。

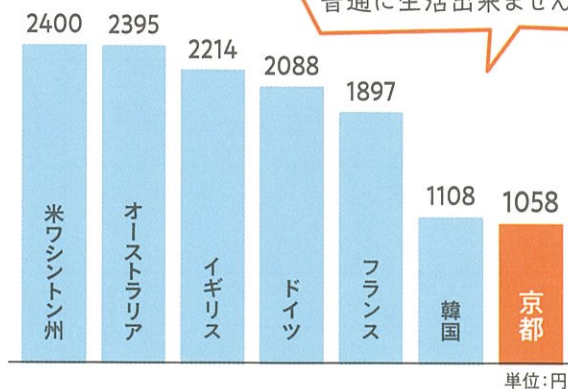
京都で普通に一人暮らしをするには 時給1700円(月26万円)以上必要

京都総評が実施した最低生計費試算調査では、20代単身者が普通に京都で一人暮らしをしようと思うと時給1700円、月額26万円以上必要という結果が出ました。



低すぎる日本の最低賃金

今の最低賃金では、
月額18万円程度で
普通に生活出来ません。



世界的にみても京都の最低賃金は低すぎます。日本国内でも地域間格差あり、賃金の高い隣接する都心部へ人口が流出しています。京都で普通に暮らせる賃金にすることは急務です。



京都総評
(京都地方労働組合総評議会)

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5階

TEL:075-801-2308

FAX:075-812-4149

E-mail:sohyo@labor.or.jp

京都総評

X

Facebook

Instagram

YouTube

Web署名も
実施中!



最低賃金引き上げの署名(裏面)にご協力ください。FAXで送っていただいても結構です。

最低賃金時給1,700円以上への引き上げと 中小企業支援策の抜本改善を求める請願

京都労働局長 様

2025年 月 日

請願趣旨

物価高騰による生活困難は、いっそう深刻になっています。京都総評の最低生計費試算調査では、20代の若者が京都で一人暮らしをしながら「普通に暮らす」ためには、生活費として時間額1,700円以上、月額26万円以上が必要という結果となりました。

今の京都府最低賃金は時間額1,058円です。これは、法定労働時間上限173.8時間働いても、月収18万円・年収220万円程にしかならず、現行の最低賃金では到底「普通に暮らす」ことはできません。

今こそ、最低賃金大幅引き上げで、個人消費の拡大を通じた生活改善・経済再建が求められます。政府は2020年代には全国平均時間額1,500円へ引き上げるとしていますが、労働者の生活状況からも直ちに1,500円への到達、そして1,700円以上への引き上げが求められます。

また、昨年の京都府最低賃金審議会の答申において、「中小企業・小規模事業者を対象とした消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等、賃上げ原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する」とし、「業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと」や、「賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等を強く要望する」と明示されたように、賃上げを支える中小企業支援策の充実が急務です。

以上の趣旨により、下記事項の実現にご尽力いただくよう請願いたします。

請願事項

1. 京都府最低賃金を時間額1,700円以上に引き上げること。
2. 中小企業支援について、「令和6年度 京都府最低賃金の改正決定について(答申)」を踏まえて直接的な支援策の創設と大幅な予算増額を行うことを本省に上申すること。
3. 最低賃金法を改正し、全国一律制とするよう本省に上申すること。

氏 名	住 所

※ご記入いただいた個人情報は、請願目的以外には使用しません。

[取扱団体] 【

】

京都労働局長 殿

京都地方最低賃金審議会 殿

「最低賃金-全国どこでも・今すぐ1500円」

実現を求める署名

344 筆

ユニオンネットワーク・京都

(連絡先) 京都市南区東九条上御霊町 64-1 アンビシャス梅垣ビル 1F

Tel 075-691-6191

京都労働局長 殿

京都地方最低賃金審議会 殿

「最低賃金-全国どこでも・今すぐ1500円」

実現を求める署名



1. 最低賃金を“労働者と家族の必要”に見合う金額にすべきです。

現状の最低賃金は低すぎます。京都府の最低賃金 1058 円で 1 日 8 時間、月 20 日（月 160 時間/年 1920 時間）働くと 169,280 円（年 2,031,360 円）です。これでは憲法 25 条「健康で文化的な最低限度の生活」は実現されません。ILO 条約の「労働者と家族の必要」にも届きません。石破首相が「2020 年代に 1500 円を実現する」と掲げていますが、そのためには毎年 100 円近い引き上げが必要です。

2. 全国どこでも同じ最低賃金にすること。

コンビニや郵便局、居酒屋チェーンなど全国どこにでもあって、アルバイトやパートタイマー労働者の時給を最低賃金を基準に設定している職場が少なくありません。同じ仕事をしていても、働く地域によって時給が大きく異なるのは“同一労働同一賃金”の原則から逸脱しています。（東京都 1,163 円、秋田県では 951 円、その差は 212 円！）全国どこでも同じ最低賃金にすべきです。

3. 物価高に負けない最低賃金の引き上げを早期に実行すること

物価高騰が止まりません。主食のコメも大幅に値上がりし、食費割合の高い低所得層ほど生活が苦しい状況が続いています。一刻も早く最低賃金の改定をするべきです。

4. 審議会の完全公開と議事録の早期公表を。

最低賃金への関心が年々高まっています。「どうすれば実現できるのか」課題を明らかにし、多くの低賃金労働者をはじめ中小企業の経営者も含めて議論すべきです。そのためにも最低賃金審議会を完全公開して、広く意見を集めることが重要です。

名 前	住 所

取り扱い団体（ ）

ユニオンネットワーク・京都

（連絡先）京都市南区東九条上御霊町 64-1 アンビシャス梅垣ビル 1F TEL 075-691-6191

最終締め切り: 2025 年 6 月 10 日



25京タ協発第28号
令和7年7月16日

京都地方最低賃金審議会 会長 様

一般社団法人 京都府タクシー協会
会長 筒井基好



地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

ハイヤー・タクシー事業においては、令和2年2月以降のコロナ禍、そして令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創生の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

特に、法人タクシー事業者は、ほとんどが中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。

しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である中小零細のハイヤー・タクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

ハイヤー・タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますよう要望いたします。何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。